

①

日本海・九州西広域漁業調整委員会第36回九州西部会(R6.02.21)

令和5年度トラフグ日本海・東シナ海・
瀬戸内海系群 の資源評価について

水産機構水産資源研究所 底魚資源部
平井 慈恵

②

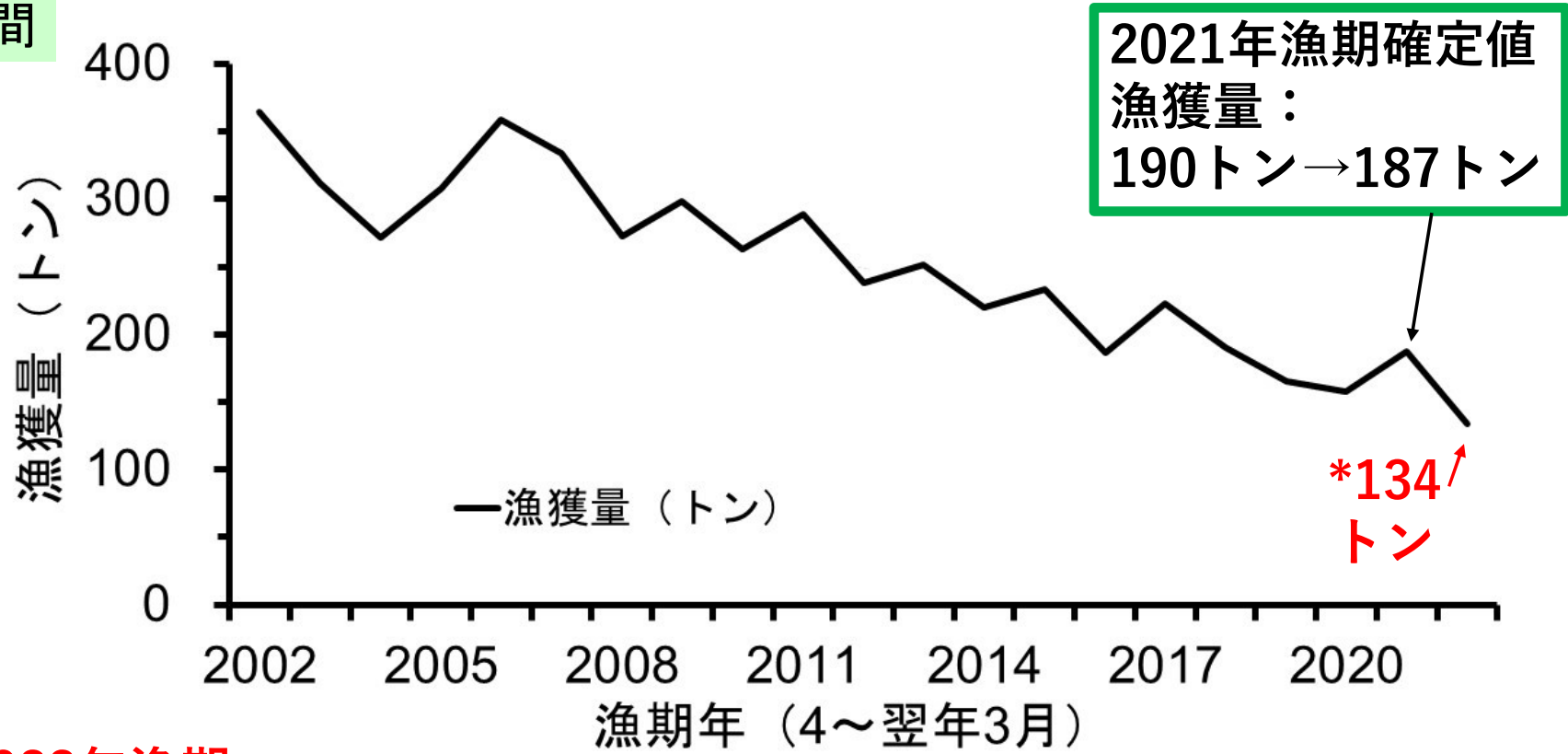
本日、紹介する資料

- 1 ・ 資源評価の概要（R5年度評価）
- 2 ・ 将来予測の概要と結果の読み方

③ 2・将来予測の概要と結果の読み方

漁獲量の推移

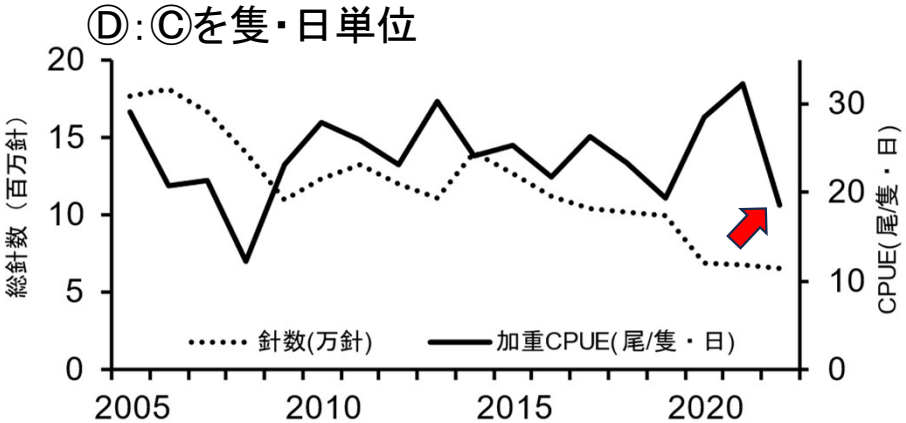
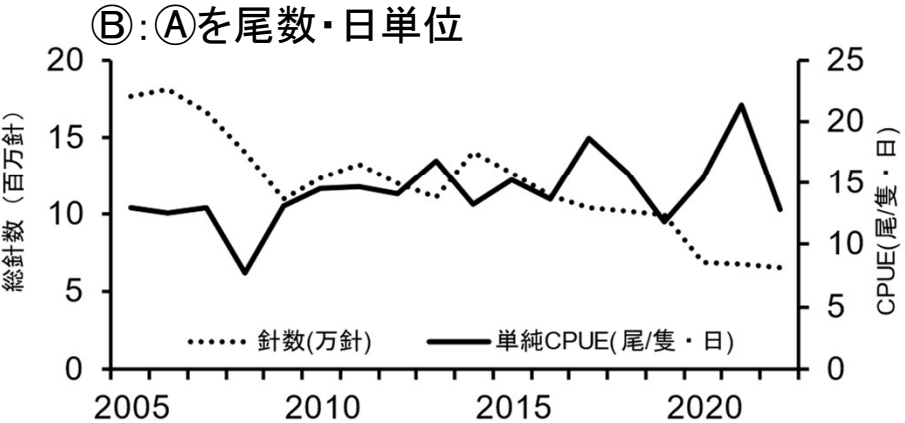
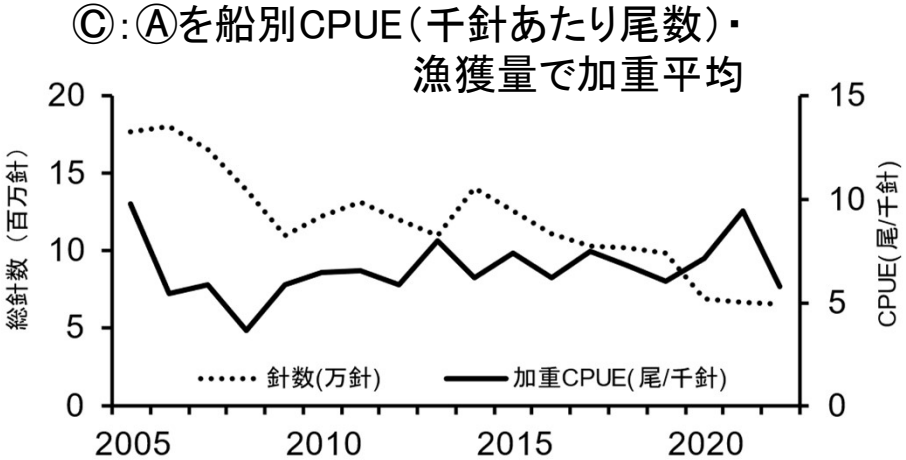
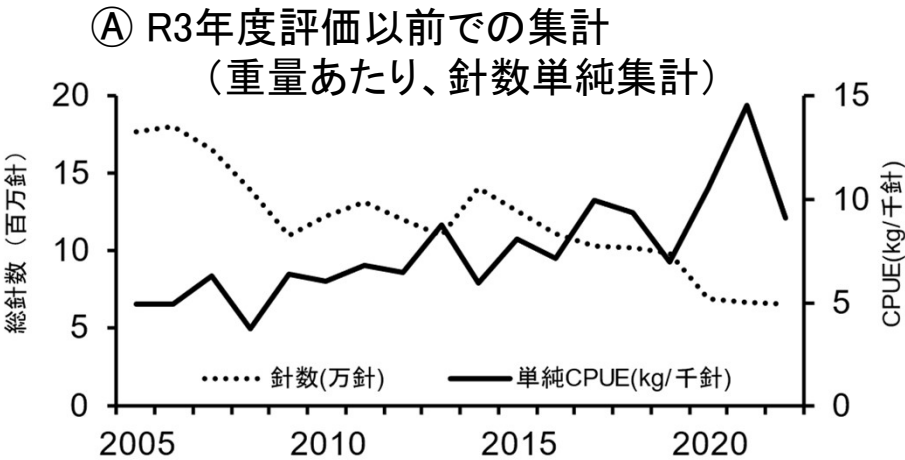
資源評価
対象期間



赤字：2022年漁期
*概数値

④漁獲努力量と資源量指標値の推移（船別集計可能なもの①、日本海中西部・東シナ海、9月～翌年3月）

～九州山口北西海域における、とらふぐはえ縄漁業での資源量指標値の推移～

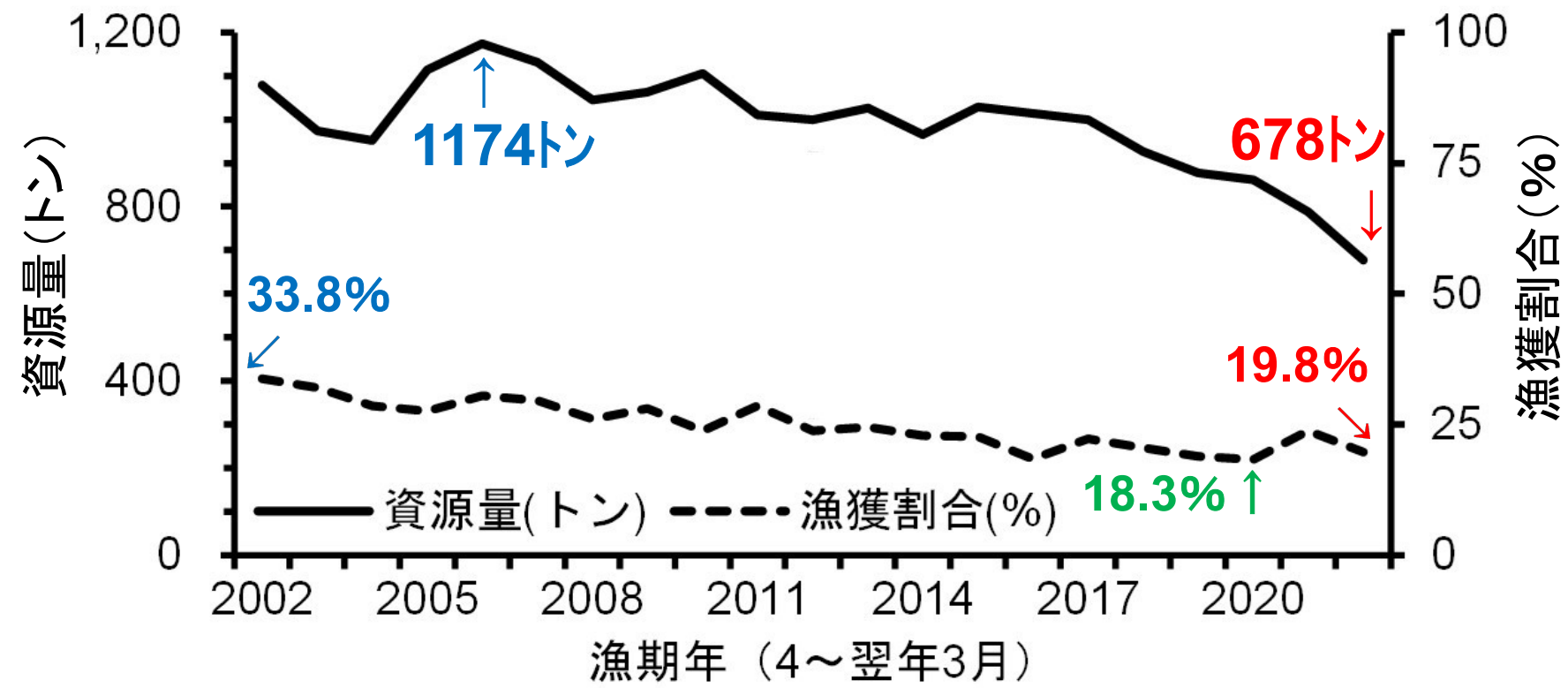


漁期年(9月～翌年3月)

2022年漁期の加重CPUE(尾数単位)は、針数、隻・日ベースともに2009年漁期以降、最小。

⑤ 資源量推定結果

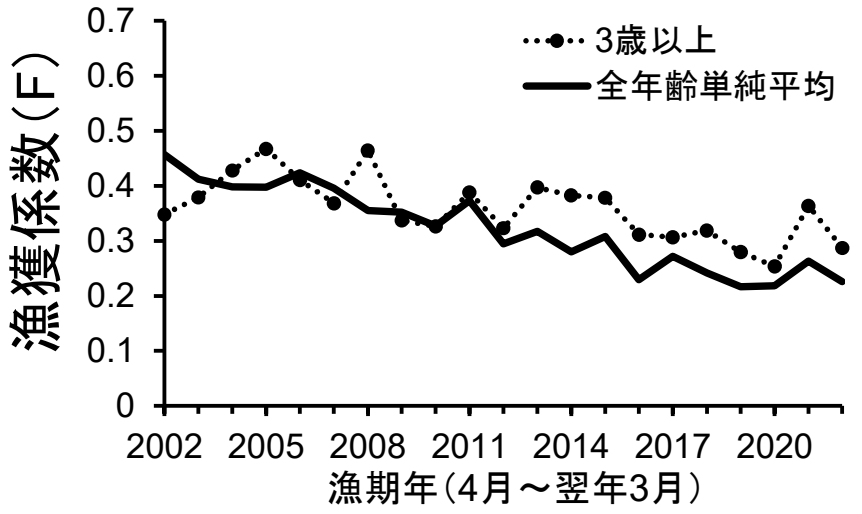
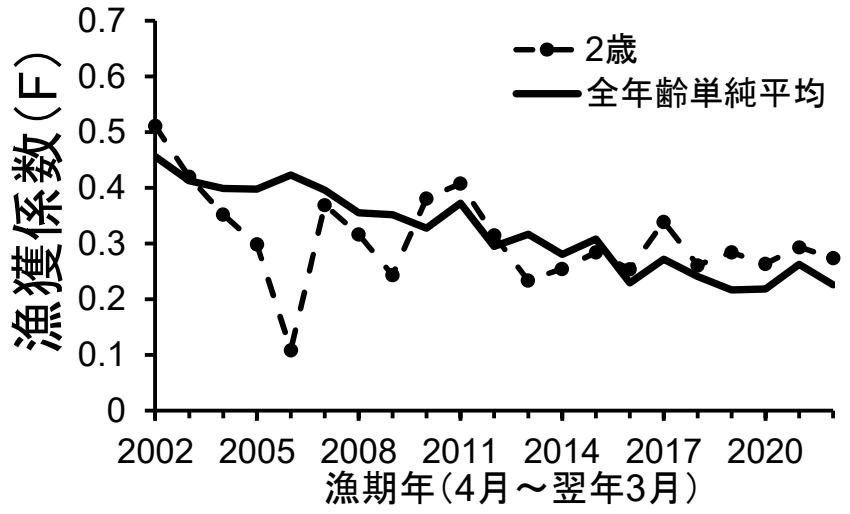
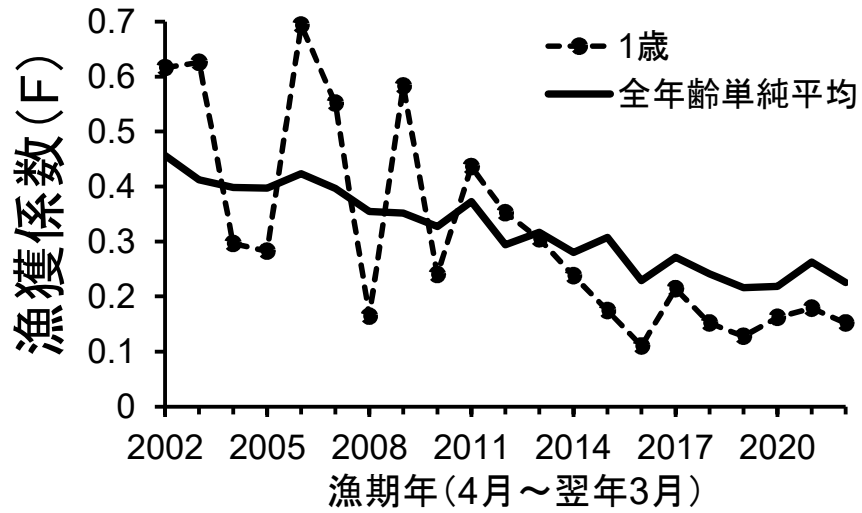
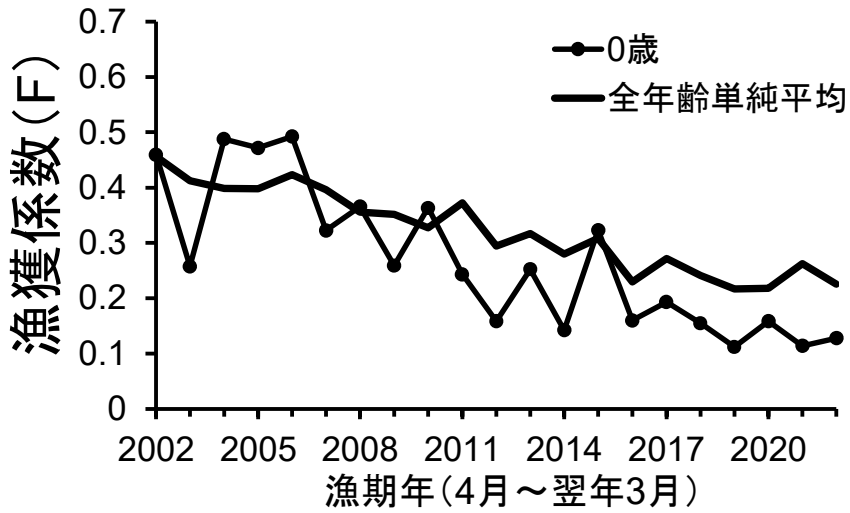
資源量の変動と漁獲割合



2021年漁期資源量
721トン(R4年度評価)→788トン(R5年度評価)

⑥ 資源量推定結果

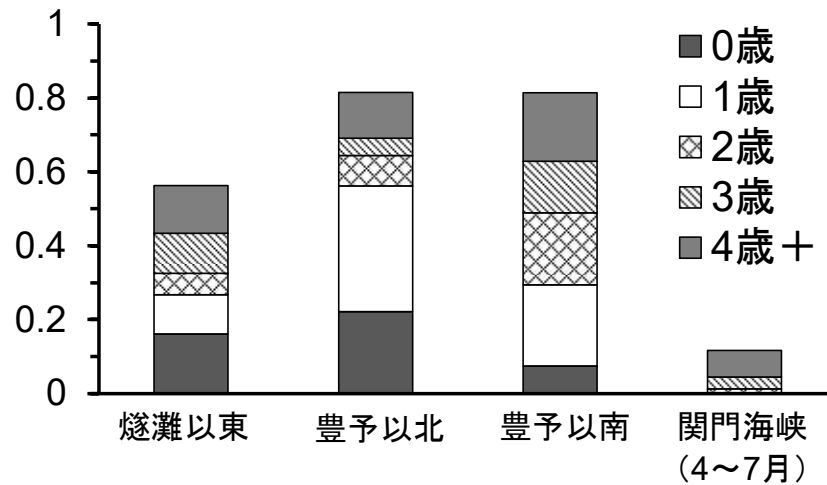
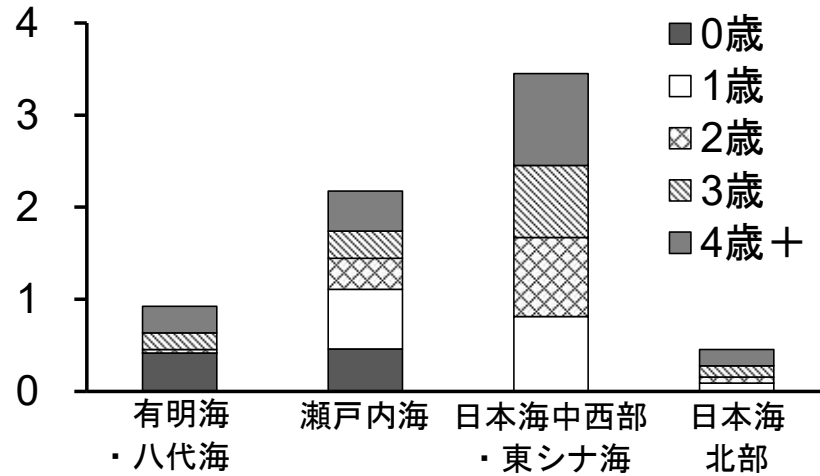
年齢別のFの推移



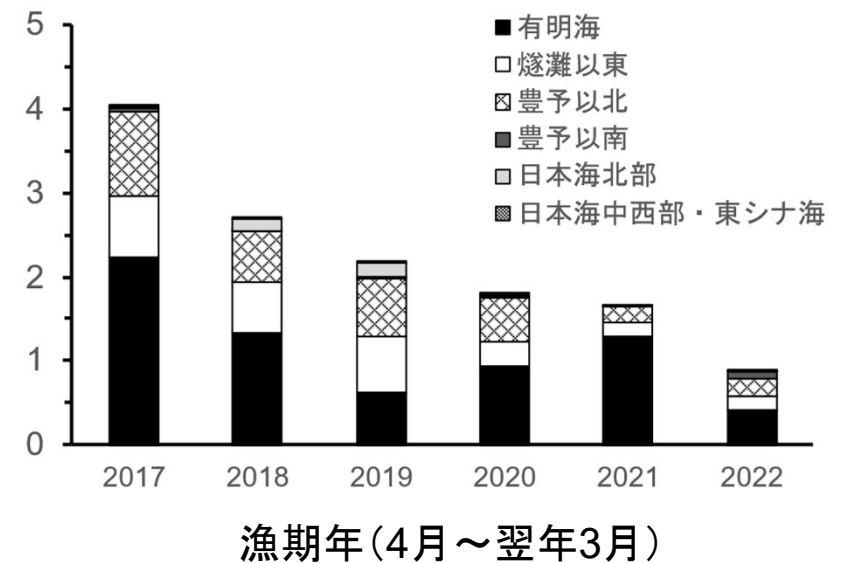
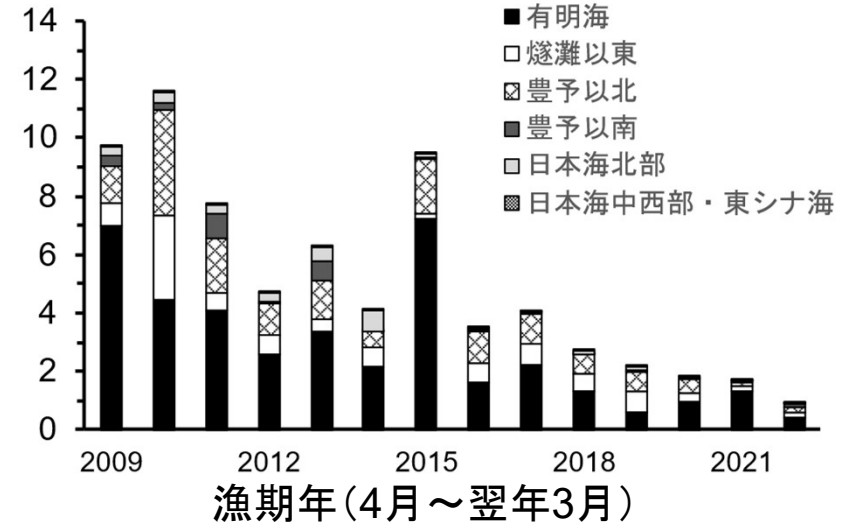
⑦海域別年齢別漁獲尾数の動向と海域別年別当歳魚漁獲尾数

年・海域によって、
加入の良し悪しは変わる。

漁獲尾数(万尾)

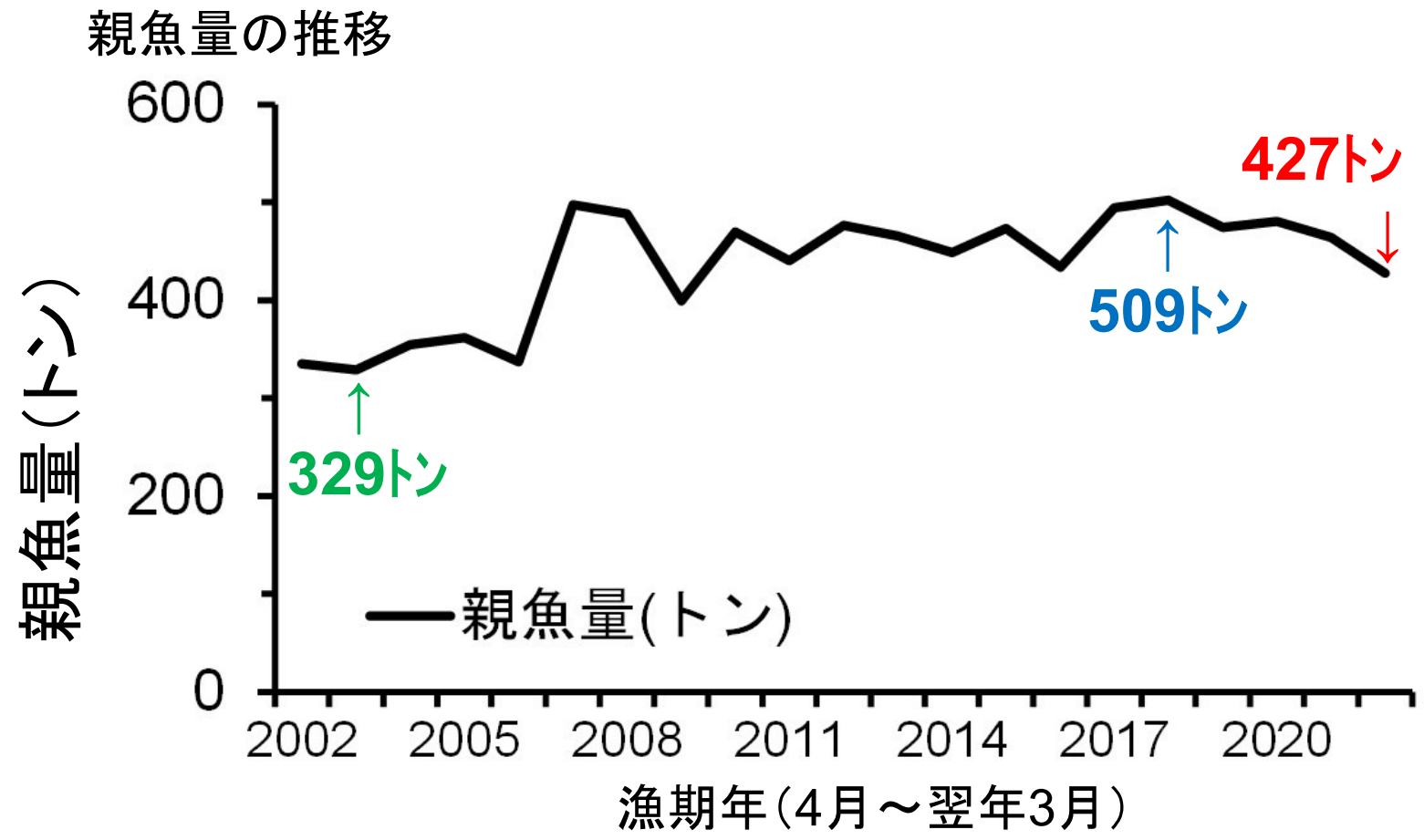


漁獲尾数(万尾)



0歳、1歳の漁獲よりも、2歳以上の漁獲の方が多い。

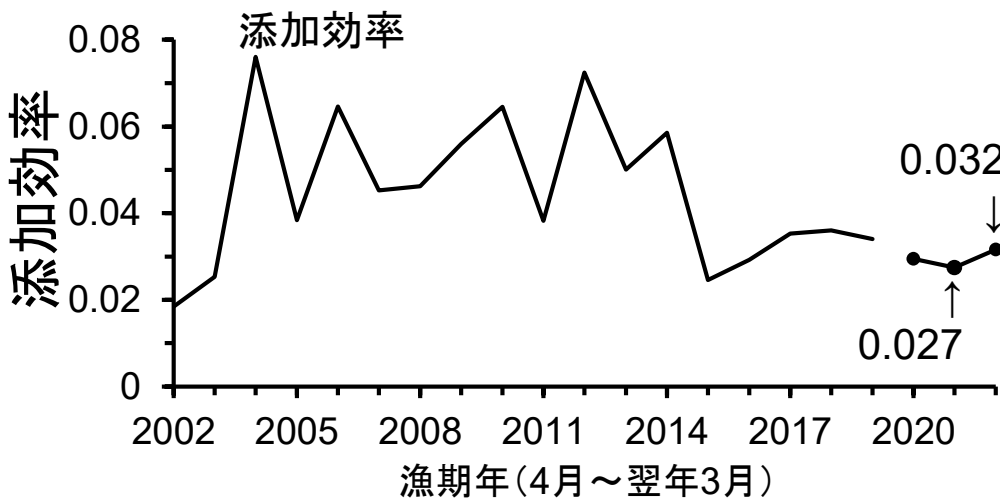
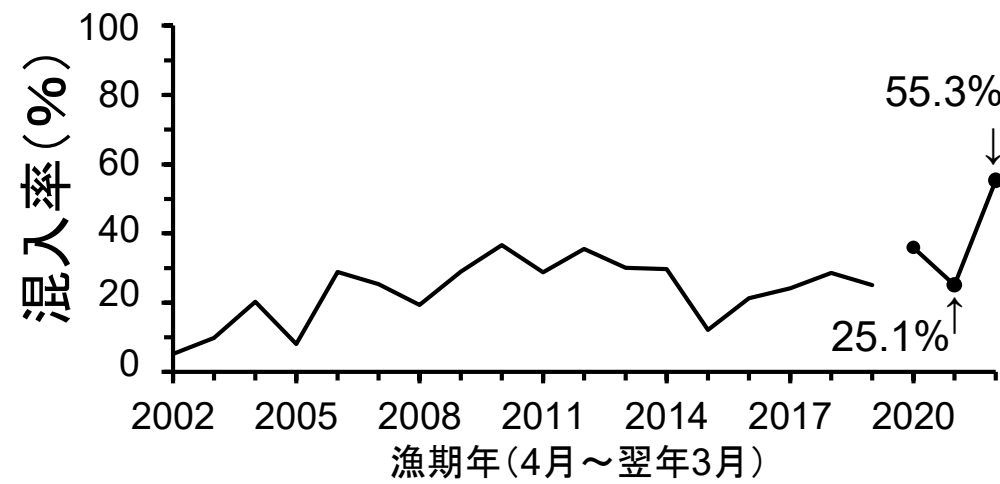
⑧ 資源量推定結果



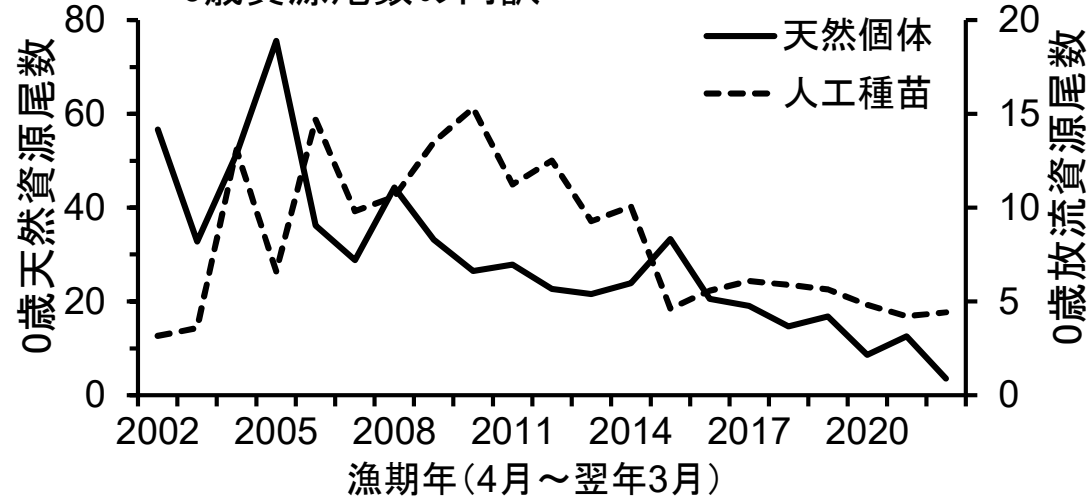
2021年漁期親魚量
464トン(R4年度評価)→ 481トン(R5年度評価)

⑨ 種苗放流効果の推移

混入率



0歳資源尾数の内訳



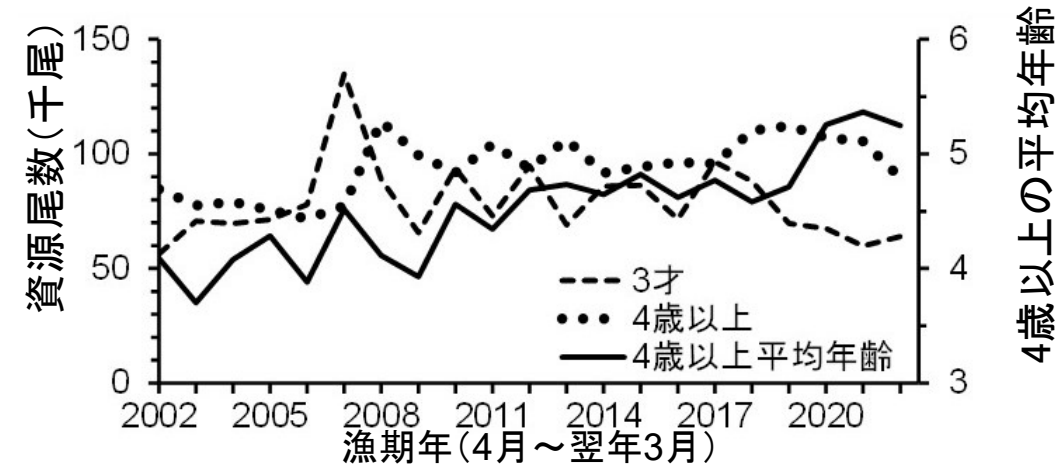
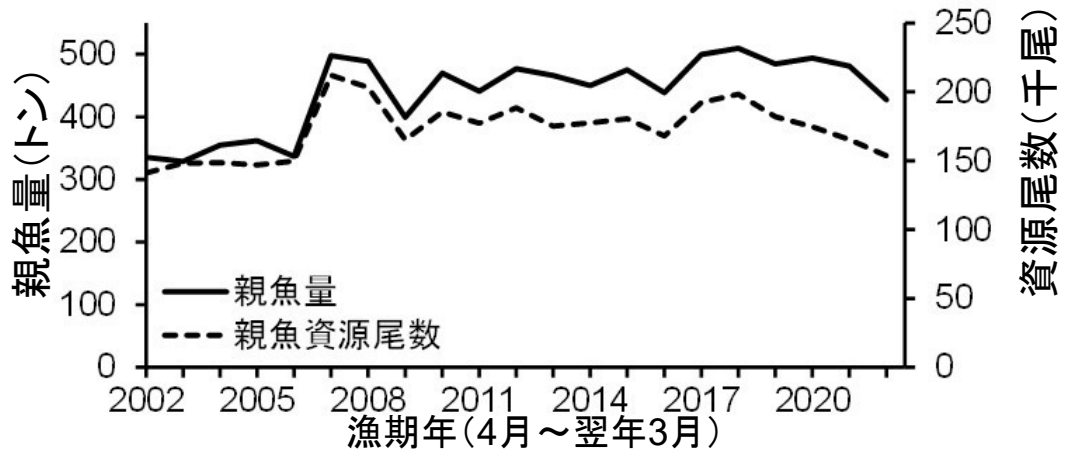
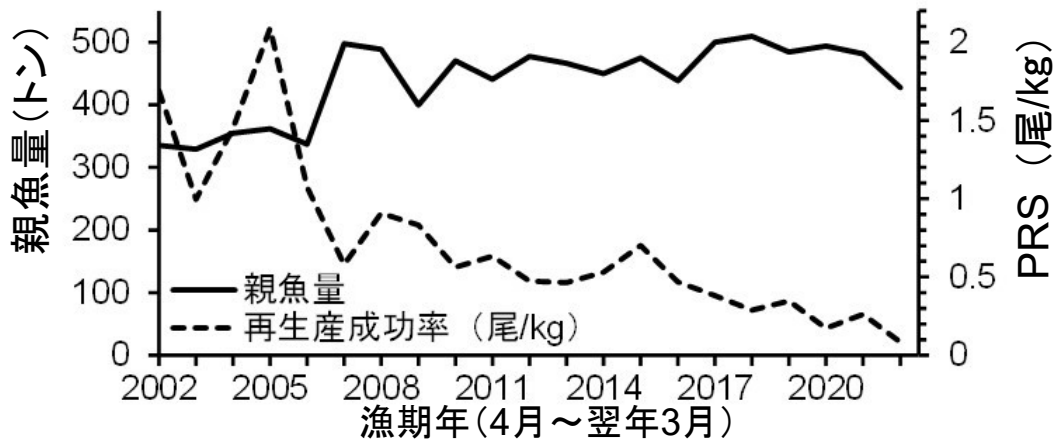
2015年漁期以降の0歳放流資源尾数
→ 平均5.2万尾 (4.2～6.0万尾) と安定

2021年漁期添加効率
R4年度評価 : 0.018

↓
R5年度評価 : 0.027
(資源尾数の上方修正により、増加)

⑩

親魚量とRPSの推移



RPSは低下
親魚量：やや減少
親魚資源尾数：親魚量よりも減少
3歳資源尾数：2017年漁期以降減少
4歳以上資源尾数：2019年漁期以降減少
4歳以上平均年齢：増加

親魚への新規加入は減少。
高齢の親魚も減少し始めた可能性がある。

※親魚量は3歳以上と定義。

⑪

1 ・ 資源評価の概要（R5年度評価） まとめ

2022年漁期の漁獲量は、**134**トン（概数値）
（2021年漁期の漁獲量は、**187**トン（確定値））

2022年漁期の資源量は**678**トン（**過去最小**）
（2021年漁期の資源量は、**788**トン） ← R4年度評価時：**721**トン、
（1歳魚の資源量指標値増加等を考慮したチューニングによる**上方修正**）

人工種苗の混入率：55.3%（過去最高）
添加効率：0.032（2015年漁期以降、0.025～0.036）

2015～2021年漁期の

0歳放流資源尾数：平均5.3万尾（4.2～6.1万尾）と**安定**（直近5年平均：2017～2021年漁期も同じ）

0歳天然資源尾数：平均18.0万尾（2015年漁期：33.3万尾→2020年漁期：8.6万尾）と大きく**減少**。

⑫

1・資源評価の概要（R5年度評価）まとめ(続き)

2022年漁期の親魚量は427トン

親魚量：やや減少（最大：2018年漁期の509トン）

親魚資源尾数：親魚量よりも減少

3歳資源尾数：2017年漁期以降減少

4歳以上資源尾数：2019年漁期以降減少

4歳以上平均年齢：増加

産卵場のCPUEは減少

（瀬戸内海、備讃瀬戸、備後灘、関門海峡、他海域は情報収集中）

⑬ 2・将来予測の概要と結果の読み方

漁獲の動向と資源量推定結果

（漁獲尾数、チューニング、資源量推定、混入率の把握、天然加入の把握。）

将来予測では、最新の結果を使う（ただし、直近は不確実なので、前年漁期までを参照（2022年漁期）

目標管理基準値案の設定

R4年度研究機関会議資料に基づく

（目標管理基準値案：親魚量577トン）

（限界管理基準値案：親魚量329トン＝過去最低親魚量）

（目標管理基準値案達成時のMSY＝191トン）

案の変更がない限り、最大5年間は変更なし
（※変更は科学的根拠を要する）

将来予測

・天然加入の仮定：ブロックバックワードリサンプリング（3年単位）

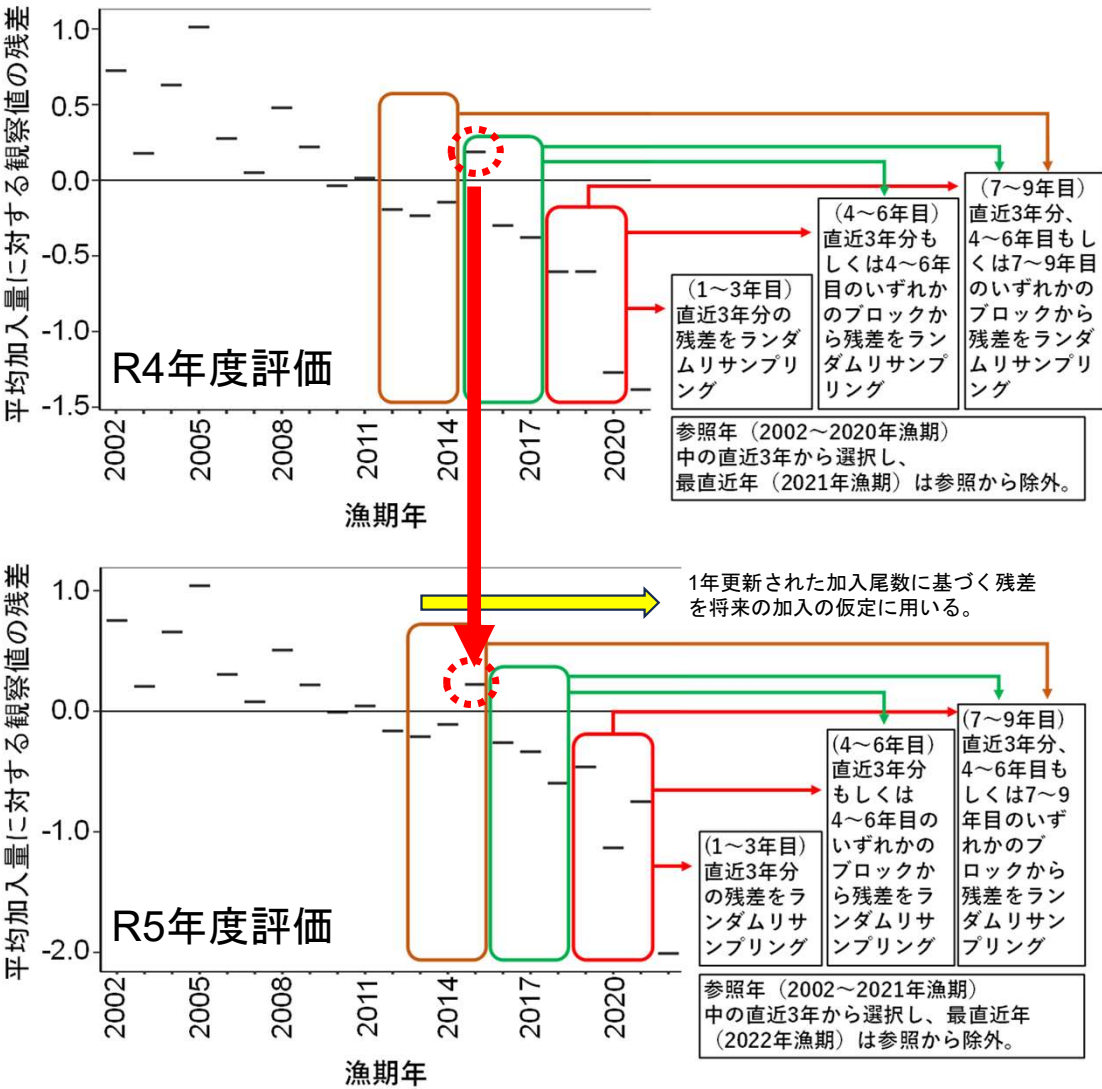
→ 毎年の資源評価結果に基づき、更新される。

（低加入が続けば低加入、高加入が続けば高加入が予測されやすくなる。）

・放流による加入の推定（R4研究機関会議資料時点のものと（2016～2020年漁期の平均：5.6万尾）と最新の資源評価でのもの（2017～2021年漁期の平均：5.3万尾）を提示。

・変動緩和（適用できそうかどうかを検討）

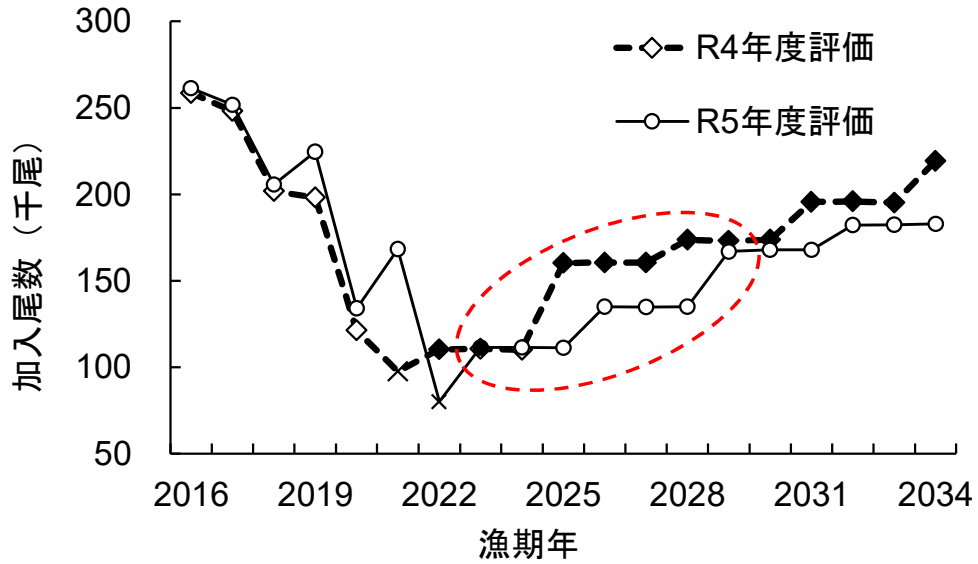
⑭ 今年と去年の違い



今年と去年の違い

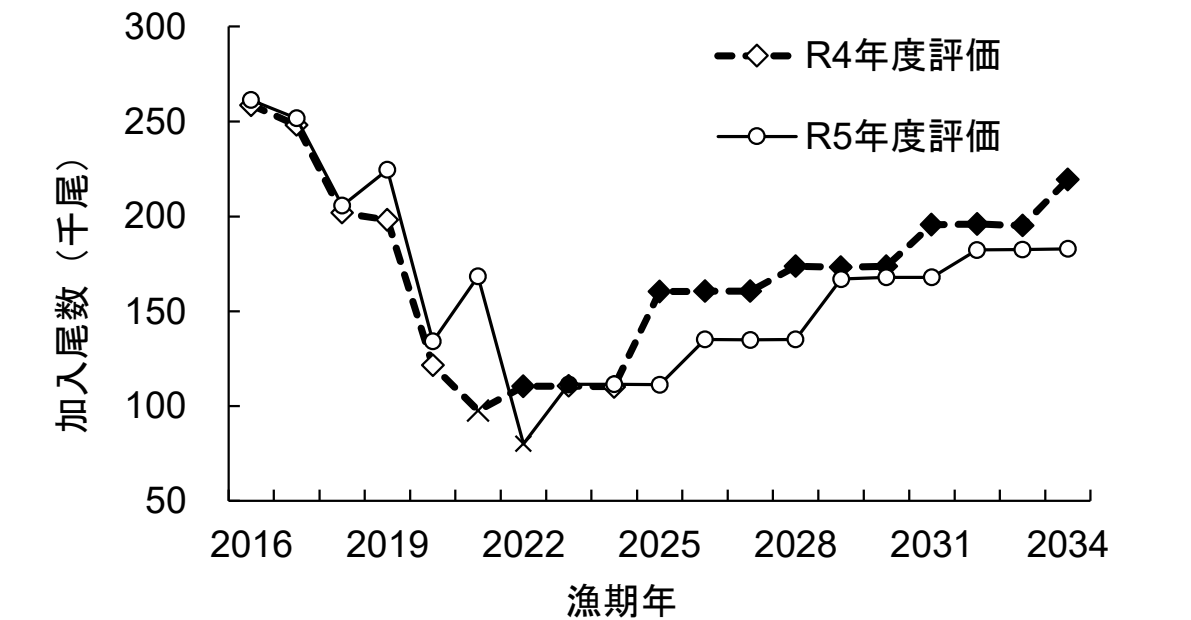
2015年漁期の残差は、7~9年目に移動
 (1~3年目、4~6年目の残差は小さくなった。)
 →近年の低加入をより反映するようになった。

加入尾数の推定
 (2023年漁期から放流しない場合)



現在可能な加入の推定はこのような形になる。
 (再生産関係は使用できない。)

⑮ バックワードリサンプリングのデメリット



近年の低加入が反映されるとはいえ、
いずれ過去の高加入も反映される。
現状の漁獲圧のままでも、
加入が勝手に増える予測となってしまう。

対応策

- ・ 毎年の評価で、逐一加入の推定を更新
(あまり長期の予測に堪えない、10年以内)
- ・ 推定した加入尾数＝過去想定できた加入
過去に想定できていない資源状態
は避ける。

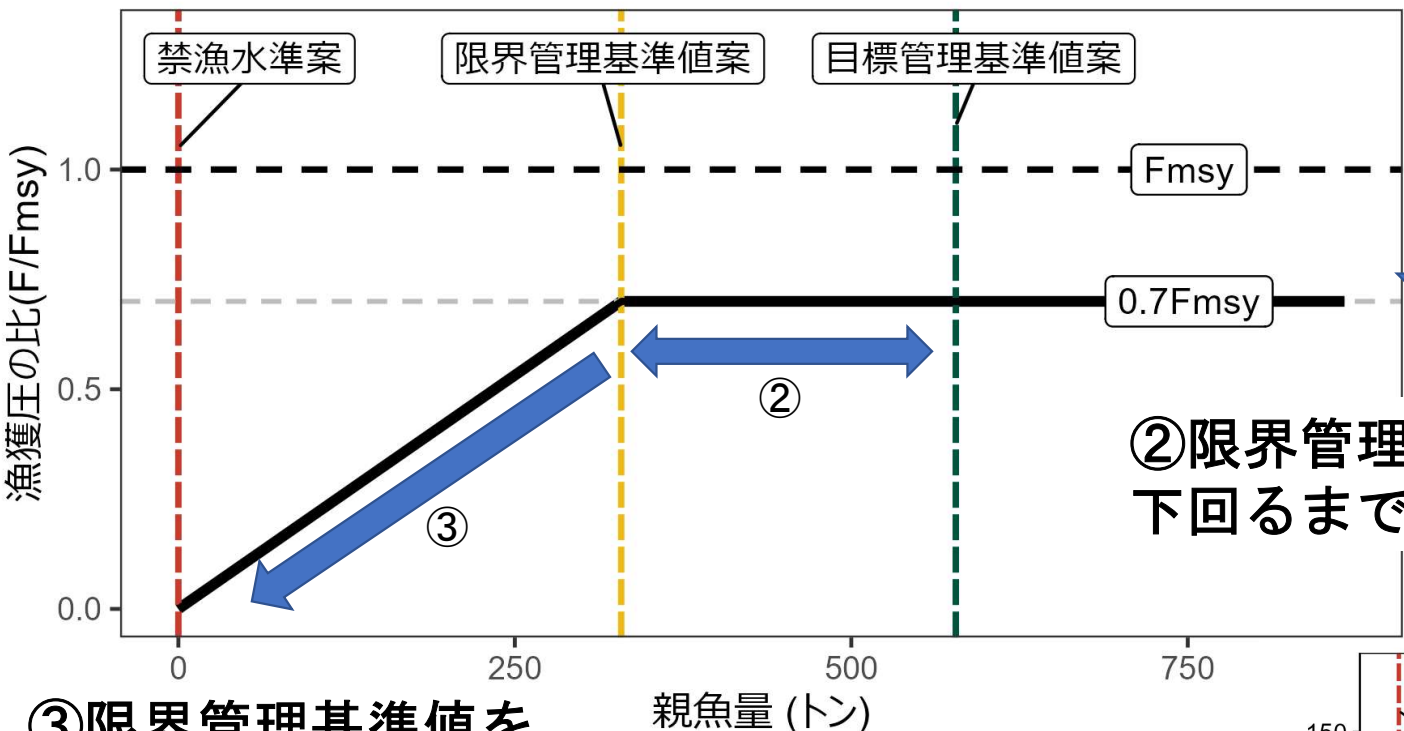
親魚量の将来予測例 (赤字: SBlimit＝過去最低親魚量未満)

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1	427	371	342	289	303	294	278	288	298	302	325	342	351
0.9	427	371	342	297	315	309	294	303	314	319	344	364	376
0.8	427	371	342	305	328	326	312	322	334	341	368	391	406
0.7	427	371	342	313	342	347	336	347	360	369	398	425	443
0.6	427	371	342	321	357	370	363	377	393	404	436	467	487
0.5	427	371	342	330	373	395	394	413	433	447	481	516	540
0.4	427	371	342	338	392	423	429	453	478	496	535	574	602
0.3	427	371	342	347	411	453	467	498	529	551	596	640	673
0.2	427	371	342	357	431	485	508	547	586	614	665	717	755
0.1	427	371	342	366	452	520	553	602	650	686	745	804	850
0	427	371	342	376	475	557	603	663	722	768	836	906	961
F2019-2021	427	371	342	279	277	260	238	240	246	249	270	289	300

想定できない加入の選択を除外。
**過去最低親魚量を下回る予測は
選択しない。**
選択する場合も、リスクを理解して選択。
(この予測では**現状の漁獲圧での漁獲量は
見込み通りとなる保証はない**)

結果を理解して運用することが必要。

新しい資源評価での漁獲管理規則のしくみ



①安全を見越して計算よりも漁獲圧を下げて管理する。

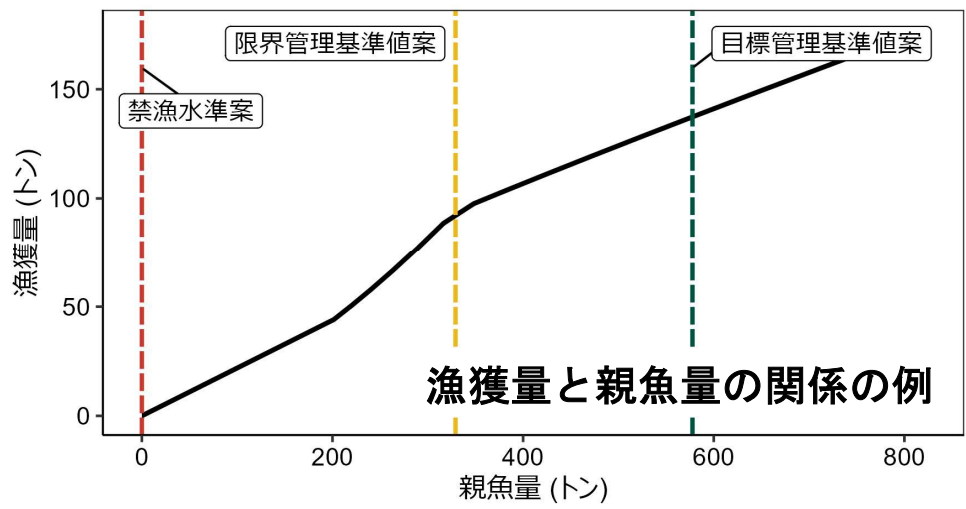
①：どの β で管理するかは今後の議論。
(左のグラフは例。
今年の結果では**安定した管理は $\beta = 0.5$ 以下**)

②限界管理基準値（過去最低親魚量）を下回るまでは、漁獲圧を維持。

③限界管理基準値を下回るとさらに漁獲圧を下げる。

本系群では過去最低親魚量を下回る親魚量での管理はお勧めしないが、今後起こりうることは予測されている。

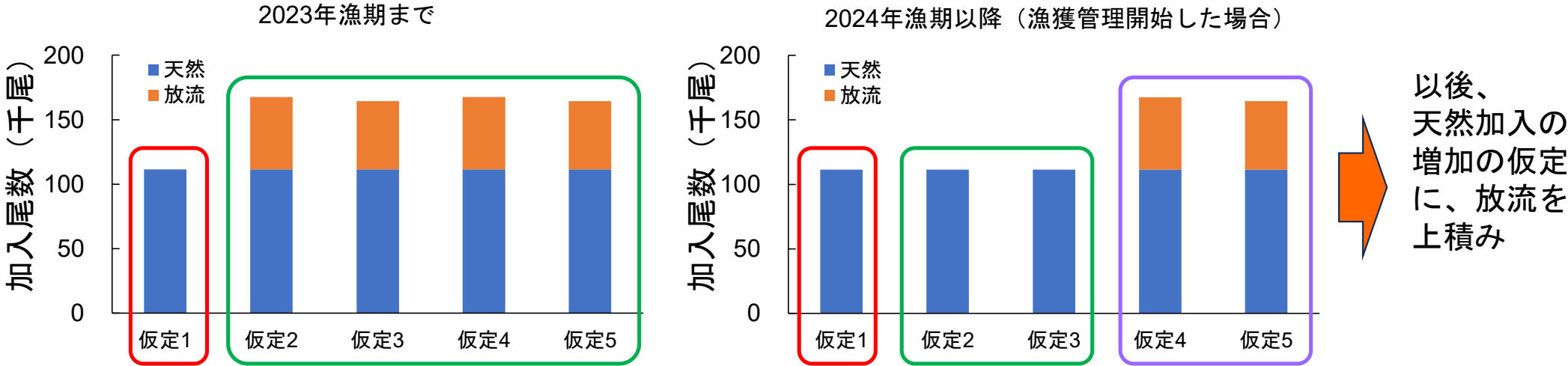
→その場合、**より大きな操業の抑制が必要**となる。



漁獲量と親魚量の関係の例

⑪

将来予測の仮定の置き方（放流を考慮した加入の仮定）



2023年漁期は放流が実行されているので、実行したケースを仮定

2024年漁期以降は放流がない場合、ある場合を仮定

仮定は、放流条件によって、複数検討。

放流の仮定（2パターン）：2016～2020年漁期の平均放流数・平均添加効率（放流加入5.6万尾）
2017～2021年漁期の平均放流数・平均添加効率（放流加入5.3万尾）

天然のみ、放流あり（2パターン）

主に計4パターンについて検討。
（次のスライドで特に重要な放流考慮時について紹介）

将来予測結果(平均漁獲量の推移：2024年漁期以降放流を考慮した場合)

2016-2020年の平均放流資源尾数が資源添加した場合（171.3万尾放流×添加効率3.3%=5.6万尾）

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1	134	127	102	94	102	114	122	127	133	139	145	151	156
0.9	134	127	93	89	98	110	117	122	128	135	141	146	151
0.8	134	127	84	84	93	103	110	116	122	129	135	140	145
0.7	134	127	74	78	86	95	103	109	115	122	128	133	138
0.6	134	127	64	70	78	86	94	100	106	113	119	124	129
0.5	134	127	54	62	68	76	84	90	96	102	108	113	118
0.4	134	127	44	51	57	65	72	78	84	89	94	99	103
0.3	134	127	33	40	45	52	58	63	68	73	77	82	85
0.2	134	127	22	27	32	37	42	46	50	53	57	60	63
0.1	134	127	11	14	17	20	22	25	27	29	31	33	35
0	134	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F2019-2021	134	127	113	114	114	119	126	131	138	145	151	158	163

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1	427	371	342	289	303	330	342	362	377	385	409	430	443
0.9	427	371	342	297	315	347	364	388	407	418	445	470	486
0.8	427	371	342	305	328	366	389	419	443	458	489	517	535
0.7	427	371	342	313	342	388	418	454	484	503	538	570	591
0.6	427	371	342	321	357	412	451	494	530	554	594	630	655
0.5	427	371	342	330	373	439	487	539	582	611	657	699	728
0.4	427	371	342	338	392	470	529	590	641	677	728	777	811
0.3	427	371	342	347	411	502	573	646	706	750	810	866	906
0.2	427	371	342	357	431	537	622	707	779	833	902	967	1016
0.1	427	371	342	366	452	575	676	775	861	927	1008	1084	1143
0	427	371	342	376	475	615	734	851	953	1033	1128	1219	1290
F2019-2021	427	371	342	279	277	293	302	321	337	347	371	392	404

リスクなく、10年後までに目標達成するβ

リスクはあるが、10年後までに目標達成するβ

2017-2021年の平均放流資源尾数が資源添加した場合（163.9万尾放流×添加効率3.2%=5.3万尾）

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1	134	127	102	93	100	112	120	125	131	137	143	149	154
0.9	134	127	93	89	96	108	115	120	126	133	139	144	149
0.8	134	127	83	83	92	102	109	114	120	127	133	139	144
0.7	134	127	74	77	85	94	101	107	113	120	126	131	136
0.6	134	127	64	70	77	85	92	99	105	111	117	122	127
0.5	134	127	54	61	67	75	83	89	95	101	106	111	116
0.4	134	127	44	51	56	64	71	77	82	88	93	98	102
0.3	134	127	33	39	44	51	57	62	67	72	76	80	84
0.2	134	127	22	27	31	36	41	45	49	53	56	59	62
0.1	134	127	11	14	16	19	22	24	27	29	31	33	34
0	134	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F2019-2021	134	127	112	113	112	118	124	129	136	143	149	155	161

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1	427	371	342	289	301	326	338	358	372	380	403	424	437
0.9	427	371	342	297	313	343	360	383	401	412	439	464	479
0.8	427	371	342	305	326	362	384	413	436	451	481	510	528
0.7	427	371	342	313	340	384	413	448	477	495	530	562	583
0.6	427	371	342	321	355	408	445	487	522	545	585	621	646
0.5	427	371	342	330	371	435	481	531	573	602	647	689	717
0.4	427	371	342	338	389	465	521	581	631	666	718	765	799
0.3	427	371	342	347	409	497	566	636	696	739	798	853	893
0.2	427	371	342	357	429	532	614	697	768	820	889	953	1002
0.1	427	371	342	366	450	569	667	764	849	913	993	1069	1127
0	427	371	342	376	472	608	724	839	939	1018	1112	1201	1272
F2019-2021	427	371	342	279	275	289	298	317	332	341	365	386	398

※ 放流込みの場合でも、去年までの予測より漁獲圧を下げる必要がある（去年までよりも、将来の加入が低く見積もられているため。）

トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）⑨

天然のみ、放流考慮の比較

2034年漁期までの10年間に1度でも限界管理基準値案を下回る確率

2034年漁期に目標管理基準値案（577トン）を上回る確率

将来の加入の想定	β	現状の漁獲圧との比	予測平均親魚量（トン）		予測平均漁獲量（トン）				
			5年後	10年後	管理開始年	5年後	10年後		
			(2029年漁期)	(2034年漁期)	(2024年漁期)	(2029年漁期)	(2034年漁期)		
2002～2020年漁期の天然由来の加入水準における低加入シナリオ	1	0.91	288	351	101	87	116	0%	100%
	0.9	0.82	303	376	92	86	113	1%	100%
	0.8	0.72	322	406	82	83	109	5%	100%
	0.7	0.63	347	443	73	79	103	13%	100%
	0.5	0.45	413	540	53	67	88	35%	8%
	0.4	0.36	453	602	43	58	77	52%	0%
	現状の漁獲圧	1	240	300	111	96	123	0%	100%
上記に種苗放流を加算（2016～2020年漁期平均、171.3万尾放流、添加効率0.033）	1	0.91	362	443	102	127	156	7%	100%
	0.9	0.82	388	486	93	122	151	21%	100%
	0.8	0.72	419	535	84	116	145	32%	100%
	0.7	0.63	454	591	74	109	138	50%	100%
	0.5	0.45	539	728	54	90	118	90%	0%
	0.4	0.36	590	811	44	78	103	99%	0%
	現状の漁獲圧	1	321	404	113	131	163	1%	100%

リスクなく、10年後までに目標達成する β

リスクはあるが、10年後までに目標達成する β

R5簡易版を改編

⑳ R4年度評価では、放流の場合、 β を軽減できる予測だった。

- ・ 加入の推定が甘かった。
(更新により精度は上がる)

2023年漁期に目標管理基準値案 (577トン) を上回る確率								
将来の加入の想定	β	現状の漁獲圧との比	予測平均親魚量 (トン)		予測平均漁獲量 (トン)			
			5年後	10年後	管理開始年	5年後	10年後	
			(2028年漁期)	(2033年漁期)	(2023年漁期)	(2028年漁期)	(2033年漁期)	
2002～2020年漁期の天然由来の加入水準	1.0	0.91	308	373	93	100	123	0%
	0.9	0.82	323	403	85	96	120	2%
	0.8	0.72	340	438	76	91	116	5%
	0.7	0.63	361	479	68	85	110	16%
	0.5	0.45	418	584	49	70	94	59%
	現状の漁獲圧	1.00	246	319	102	101	126	0%
上記に種苗放流を加算 (2016～2020年漁期平均、171.3万尾放流、 添加効率0.031)	1.0	0.91	380	466	99	134	160	6%
	0.9	0.82	406	511	90	128	156	24%
	0.8	0.72	437	563	81	122	150	53%
	0.7	0.63	473	623	72	114	143	67%
	0.5	0.45	558	767	52	94	122	91%
	現状の漁獲圧	1.00	333	419	108	135	163	1%

① 放流の有無による達成確率の違い

②現状の漁獲圧との比
($\beta = 1$ は現状の漁獲圧の9%減)

③放流の考慮により
標準値(0.7)よりも少ない削減(0.8)で
目標の達成確率が50%を超える。

②1 変動緩和の検討（2024年漁期以降放流を考慮した場合）

2016-2020年の平均放流資源尾数が資源添加した場合
(171.3万尾放流×添加効率3.3%=5.6万尾)

2024～2034年漁期累積漁獲量														1,329 1,261 1,180 1,256 1,219 1,177 1,307 1,249 1,184 1,331 1,265 1,190
漁獲管理規則	β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
基本ルール	0.9	134	127	93	89	98	110	117	122	128	135	141	146	151
	0.8	134	127	84	84	93	103	110	116	122	129	135	140	145
	0.7	134	127	74	78	86	95	103	109	115	122	128	133	138
上限下限ルール (±5%)	0.9	134	127	120	114	109	104	103	106	110	115	120	125	130
	0.8	134	127	120	114	109	103	100	101	105	109	114	119	124
	0.7	134	127	120	114	109	103	98	96	98	102	107	111	116
上限下限ルール (±10%)	0.9	134	127	114	103	94	97	105	113	121	129	136	144	151
	0.8	134	127	114	103	93	91	98	106	114	122	129	137	144
	0.7	134	127	114	103	92	86	90	97	105	113	120	128	135
上限下限ルール (±20%)	0.9	134	127	101	86	96	108	116	122	128	135	141	146	151
	0.8	134	127	101	82	87	99	109	115	122	129	135	140	145
	0.7	134	127	101	81	78	89	99	107	114	121	127	133	138

2034年漁期までの10年間に1度でも限界管理基準値案を下回る確率																99% 21% 100%		
2034年漁期に親魚量が目標管理基準値案（577トン）を上回る確率																		
2034年漁期に親魚量が限界管理基準値案（329トン）を上回る確率																		
漁獲管理規則	β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	カテ ゴリ			
基本ルール	0.9	427	371	342	297	315	347	364	388	407	418	445	470	486	0	99%	21%	100%
	0.8	427	371	342	305	328	366	389	419	443	458	489	517	535	0	100%	32%	100%
	0.7	427	371	342	313	342	388	418	454	484	503	538	570	591	1	100%	50%	100%
上限下限ルール （±5%）	0.9	427	371	342	274	270	287	306	344	383	417	469	518	556	0	99%	38%	100%
	0.8	427	371	342	274	270	287	306	347	391	430	487	541	584	0	100%	44%	100%
	0.7	427	371	342	274	270	287	307	349	397	442	506	567	616	1	100%	54%	100%
上限下限ルール （±10%）	0.9	427	371	342	279	285	317	344	383	415	435	468	498	515	0	99%	28%	100%
	0.8	427	371	342	279	285	318	351	396	436	462	503	538	560	0	100%	37%	100%
	0.7	427	371	342	279	285	318	356	409	457	492	540	582	610	1	100%	52%	100%
上限下限ルール （±20%）	0.9	427	371	342	290	310	343	363	388	408	419	446	470	486	0	99%	21%	100%
	0.8	427	371	342	290	314	355	383	417	442	458	489	517	535	0	100%	32%	100%
	0.7	427	371	342	290	314	364	402	446	479	500	536	569	591	1	100%	50%	100%

2017-2021年の平均放流資源尾数が資源添加した場合
(163.9万尾放流×添加効率3.2%=5.3万尾)

2024～2034年漁期累積漁獲量														1,312 1,245 1,165 1,240 1,206 1,167 1,289 1,232 1,168 1,313 1,249 1,175
漁獲管理規則	β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
基本ルール	0.9	134	127	93	89	96	108	115	120	126	133	139	144	149
	0.8	134	127	83	83	92	102	109	114	120	127	133	139	144
	0.7	134	127	74	77	85	94	101	107	113	120	126	131	136
上限下限ルール (±5%)	0.9	134	127	120	114	109	104	102	104	108	112	117	122	128
	0.8	134	127	120	114	109	103	100	100	103	107	112	117	122
	0.7	134	127	120	114	109	103	98	96	97	101	105	110	114
上限下限ルール (±10%)	0.9	134	127	114	103	94	96	103	111	119	127	134	141	148
	0.8	134	127	114	103	92	90	96	104	112	119	127	134	141
	0.7	134	127	114	103	92	85	88	95	103	111	118	125	133
上限下限ルール (±20%)	0.9	134	127	101	86	94	106	114	120	126	133	139	144	149
	0.8	134	127	101	81	86	98	107	114	120	127	133	139	144
	0.7	134	127	101	81	76	88	98	106	113	120	126	131	136

2034年漁期までの10年間に1度でも限界管理基準値案を下回る確率															99% 19% 100%			
2034年漁期に親魚量が目標管理基準値案（577トン）を上回る確率																		
2034年漁期に親魚量が限界管理基準値案（329トン）を上回る確率																		
漁獲管理規則	β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	カテゴリ			
基本ルール	0.9	427	371	342	297	313	343	360	383	401	412	439	464	479	0	99%	19%	100%
	0.8	427	371	342	305	326	362	384	413	436	451	481	510	528	0	100%	31%	100%
	0.7	427	371	342	313	340	384	413	448	477	495	530	562	583	0	100%	47%	100%
上限下限ルール （±5%）	0.9	427	371	342	274	268	281	298	334	373	407	459	509	548	0	99%	37%	100%
	0.8	427	371	342	274	268	281	299	337	380	418	475	530	574	0	100%	42%	100%
	0.7	427	371	342	274	268	281	299	338	385	429	493	554	604	1	100%	50%	100%
上限下限ルール （±10%）	0.9	427	371	342	279	283	311	338	376	408	428	463	492	510	0	99%	28%	100%
	0.8	427	371	342	279	283	312	344	389	428	456	496	532	555	0	100%	36%	100%
	0.7	427	371	342	279	283	312	348	400	448	483	532	575	603	0	100%	49%	100%
上限下限ルール （±20%）	0.9	427	371	342	290	308	340	358	383	402	413	440	464	479	0	99%	19%	100%
	0.8	427	371	342	290	312	351	378	411	436	451	482	510	528	0	100%	31%	100%
	0.7	427	371	342	290	312	359	396	439	472	493	528	561	582	0	100%	46%	100%

βが標準値（=0.7）の場合も、SBLimitを下回る（管理目標にはかなうが、リスクがある＝カテゴリ1）
放流数がやや減ると、カテゴリが下がる（管理目標に適わない：カテゴリ0）⇒ βを下げる必要がある。

2・将来予測の概要と結果の読み方（まとめ）

- ・管理基準値案：R4年度研究機関会議資料に基づく。
目標管理基準値案（SBtarget=577トン）
限界管理基準値案（SBlimit=329トン）← 過去最低親魚量を選択。

- ・ブロックバックワードリサンプリングによる加入推定（3年ブロック）
⇒ 近年の加入状況を反映。1年更新（昨年度以上に近年の低加入が反映）

- ・現状の放流を考慮した場合、
 $\beta=0.5$ 以下（現状の漁獲圧の0.45）まで下げないと、目標達成は困難。
 - ・天然加入のみの場合、
 $\beta=0.4$ 以下（現状の漁獲圧の0.36）まで下げないと、目標達成は困難。
- （10年後に目標達成する β もあるが、過去最低親魚量を下回るケースでは、
予測通りの加入が見込める保証はない⇒数年後の親魚量が予測通りになるとは限らない。）

変動緩和：過去最低親魚量を下回る期間が長い⇒将来予測は不安定、お勧めしない。

九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針に基づく令和5年度の実施状況

(令和6年1月現在)

1. 広域資源管理方針の実施措置

措 置	令和5年度の実施状況
(1)漁獲努力量の削減措置	
①休漁期間の設定	A海域 浮縄:3/21～12/ 9、底縄:4/ 1～ 8/31 B海域 浮縄:3/21～11/30、底縄:4/ 1～ 8/31 C海域 浮縄:3/21～ 9/30、底縄:4/ 1～ 9/30 D海域 浮縄:4/ 1～10/31、底縄:4/ 1～10/31 E海域 浮縄:4/ 6～11/ 5、底縄:4/ 6～11/ 5 ※海域の定義は、別表のとおり。
②全長制限(小型魚の再放流)	関係県においては、資源保護対策として、規制海域において全長30cm以下の小型魚を再放流。(※)
③操業の承認及び届出	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第69号に基づき、総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船は県ごとに承認隻数の上限を設定及び同委員会の承認、また、5トン未満のとらふぐはえ縄漁船は、同委員会に届出を実施。
(2)資源の積極的培養措置	関係県によるトラフグの種苗放流を実施。
(3)漁場環境の保全措置	山口県、福岡県、佐賀県及び長崎県においては、漁場機能の維持管理を図るため、漁場機能維持管理事業(補助事業)による海底清掃(投棄漁具等の回収)を実施。

(※) 福岡県では1月～3月は全長35cm以下の小型魚を再放流。

2. その他

①トラフグ親魚の標識放流

山口県では、平成19年度から、資源回復措置の一環として、確実に産卵させること、産卵回帰性、回遊範囲把握を目的として、定置網(萩市、長門市)に入ったメス親魚を山口県延縄協議会が買上げ、標識を付けて放流を実施しており、これまでに890尾(令和5年度は25尾)放流している。

これらの放流したメス親魚は、これまでに55尾の再捕報告があり、うち30尾については産卵済みであることを確認している。

福岡県でも水産資源研究所の調査として、令和元年度から春期に関門海峡で採捕された親魚の買取再放流を行い、令和3年度からは北九州釣り漁業協議会の自主取組となり、これまで123尾(令和3年度はメス親魚26尾、オス親魚1尾)実施している。放流個体には標識タグを装着しており、令和5年度は現在までに再捕報告はされていない。

②令和4年度漁期の漁模様

関係県によるトラフグの外海産漁獲量は、前年度漁期の52%となった。

単位: kg

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比
9月	491	310	445	144%
10月	1,093	1,503	1,839	122%
11月	3,682	3,449	3,603	104%
12月	10,627	7,956	5,152	65%
1月	20,694	31,998	12,701	40%
2月	22,946	39,572	25,042	63%
3月	20,239	32,570	12,723	39%
4月	818	107	128	—
計	80,590	117,463	61,634	52%

※令和3年度4月については漁業成績報告書の数値

資料: 水産資源研究所作成

(参考1)

【とらふぐはえ縄漁業の承認及び届出状況(実隻数)】

令和6年1月末現在 単位: 隻

区分 県名	承認隻数上限	承認隻数			届出隻数			合 計
		計	10トン以上	5～10トン	計	3～5トン	3トン未満	
山口県	58	32	21	11	9	8	1	41
福岡県	86	77	41	36	3	3	0	80
佐賀県	22	19	3	16	4	4	0	23
長崎県	95	20	3	17	23	23	0	43
熊本県	1	0	0	0	1	1	0	1
広島県	9	1	0	1	0	0	0	1
計	271	149	68	81	40	39	1	189
令和4年度	271	164	72	92	45	44	1	219
令和3年度	271	167	76	91	52	51	1	219
令和2年度	271	166	79	87	55	53	2	221
令和元年度	271	167	80	87	60	57	3	227
平成30年度	271	164	83	81	62	59	3	226
平成29年度	271	163	82	81	60	56	4	223
平成28年度	271	167	83	84	63	59	4	230
平成27年度	271	169	85	84	64	60	4	233
平成26年度	271	175	87	88	64	60	4	239
平成25年度	271	185	89	96	69	65	4	254
平成24年度	271	191	91	100	93	86	7	284
平成23年度	271	206	88	118	98	88	10	304
平成22年度	271	216	98	118	113	104	9	329
平成21年度	271	232	100	132	133	121	12	365
平成20年度	271	257	105	152	148	137	11	405
平成19年度	—	—	107	164	—	146	14	431
平成18年度	—	—	114	155	—	145	15	429

資料: 各県からの報告による

(参考2)

【令和5年度におけるトラフグ種苗放流状況(令和5年9月末現在)】

単位:千尾

区 分	放流尾数	放流サイズ (mm)	放流場所	放流時期	備 考
山口県	577	55.7-134.6	山口県地先(内海)	6～8月	ALC染色+鰭カット
福岡県	310	70	有明海	7月	ALC染色+鰭カット
佐賀県	46	70	有明海、馬渡島地先	7月、10月	ALC染色、一部左胸鰭カット
長崎県	135	64-72	有明海(白石町地先、島原市地先)	6～7月	ALC染色+鰭カット
熊本県	30	80.3、80.4	有明海、八代海	7月	ALC染色+鰭カット
広島県	—	—	—	—	—
計	1,098				

資料:各県からの報告による

【平成30～令和4年度までのトラフグ放流尾数】

単位:千尾

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
山口県	558	543	552	663	591
福岡県	420	480	492	320	328
佐賀県	49	46	48	49	46
長崎県	325.2	328	272	197	195
熊本県	33	33	33	33	33
広島県	—	—	—	—	—
計	1,385	1,430	1,429	1,262	1,193

資料:各県からの報告による

別 表

A 海域	北緯三十四度四十分四十．三秒、東経百三十一度四十一分三十五秒の点から北西の線以東の規制海域。
B 海域	次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。 一 東経百二十九度四十分の線と長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点（次号において「A点」という。）から正北の線 二 A点から長崎県壱岐市筒城崎に至る直線及び長崎県壱岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線
C 海域	規制海域のうち、A海域、B海域、D海域、E海域を除く海域。
D 海域	次に掲げる線によって囲まれた海域。 一 北緯三十三度四分の線 二 北緯三十三度三十分の線 三 東経百二十九度十分の線 四 東経百二十九度二十分の線
E 海域	次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域。 一 長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線

規制海域：熊本県天草市魚貫崎と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第2条に規定する有明海及び八代海を除く。

3. 九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針に係る広域資源管理検討会議及び漁業者協議会等の開催実績

(令和5年4月～令和6年2月)

開催年月日	会 議 名	参加機関	内 容
R5.5.22	令和5年度 長崎県延縄漁業協議会 第1回理事会 第1回トラフグ資源管理漁業者協議会	延縄漁業者、漁連、長崎県	○令和4年度事業法各及び収支決算報告について ○令和5年度事業計画書(案)及び収支予算(案)について ○第34回定期総代会について ○九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針に基づく令和5年度の取組状況及び第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会指示の概要
R5.6.27	西日本延縄漁業連合協議会令和5年度事務局担当者会議	漁協、関係各県(福岡、長崎、佐賀、山口)	○令和5年度漁期の確認事項について ○漁撈長会議について ○その他
R5.6.30	第1回広域種資源造成型栽培漁業推進検討会	水産庁(栽培養殖課、九調、瀬戸調)、水研、関係各県(山口、福岡、長崎、佐賀、熊本、大分、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、愛媛、京都)、漁連、公社、全豊協	○令和4年度事業実施結果報告書のとりまとめについて ○令和5年度事業計画の説明 ○協議事項(広域プランの目標数の修正について、適地放流の推進について) ○資源評価における栽培漁業の効果の示し方について ○その他
R5.7.18	長崎県延縄漁業協議会第34回定期総代会(第2回長崎県トラフグ資源管理漁業者協議会)	延縄漁業者、漁連、長崎県	○令和4年度事業報告及び収支決算承認の件 ○令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件 ○西日本延縄漁業連合協議会(4県漁撈長会議)確認事項について ○その他
R5.8.8	山口県延縄漁業者協議会	延縄漁業者、漁協、山口県(書面開催)	○フグ延縄船出港式について ○西日本延縄漁撈長会議について ○2023年度トラフグメス親魚標識放流結果について ○その他
R5.8.22	西日本延縄漁業連合協議会令和5年度漁撈長会議	漁業者、漁連	○令和4年度漁期の反省について ○2023年度トラフグの調査進捗状況について ○令和5年度漁期の確認事項について ○その他
R5.8.22	福岡県ふぐ延縄漁業連絡協議会第55回定期総会	延縄漁業者、漁協	○令和4年度事業報告並びに収支決算報告について ○令和5年度事業計画案並びに収支予算案について ○役員改選について ○その他

R5.11.9	令和5年度都道府県栽培漁業担当者会議	関係各県行政、水研、全豊協、水産庁(栽培養殖課、瀬戸調、九調)	○令和6年度栽培漁業関係予算について ○令和5年度都道府県における栽培漁業関係予算の状況について ○栽培漁業に係る情報交換について
R5.11.14	第10回トラフグ資源管理検討会議	関係漁業者、行政・試験研究機関、トラフグ市場流通関係者、水研、全豊協、水産庁(資源管理推進室、瀬戸調、九調)	○令和5年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価について トラフグ関連調査等の実施状況について ○トラフグ(日本海・東シナ海・瀬戸内海系群)の資源管理について ○その他
R5.11.15	新たな資源管理の推進に係るトラフグの資源管理等の説明会	延縄漁業者、漁連、山口県、水産庁(資源管理推進室、九調)	○新たな資源管理に係る検討の流れについて ○意見交換
R5.11.22	令和5年度第1回九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理検討会議	関係各県(広島、山口、福岡、長崎、佐賀、熊本)、漁連、水産庁(資源管理推進室、九調)	○令和5年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価(案) ○令和5年度における広域資源管理の取組について ○その他
R5.12.1	令和5年度トラフグ全国協議会	水産庁、トラフグ資源評価・資源造成関係府県、全豊協、水研	○情勢報告 ○話題提供 ○総合討論 ○検討事項 ○その他
R6.2.1	令和5年度第2回九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理検討会議	関係各県(広島、山口、福岡、長崎、佐賀、熊本)、漁連、水産庁(資源管理推進室、九調)	○トラフグはえ縄漁業に係る委員会指示について ○令和5年度における広域資源管理の取組みについて ○令和6年度以降の取組みについて ○その他

令和4年度漁期とらふぐはえ縄漁業操業実績(委員会指示第68号)

区 分		承 認			届 出			合 計
		10トン以上	5～10未満	計	3～5トン	3トン未満	計	
山口県	承認及び届出隻数	24	11	35	9	1	10	45
	操業実績隻数	14	4	18	5	1	6	24
福岡県	承認及び届出隻数	41	35	76	4	0	4	80
	操業実績隻数	31	14	45	1	0	1	46
佐賀県	承認及び届出隻数	3	16	19	4	0	4	23
	操業実績隻数	0	4	4	0	0	0	4
長崎県	承認及び届出隻数	4	29	33	26	0	26	59
	操業実績隻数	0	11	11	11	0	11	22
熊本県	承認及び届出隻数	0	0	0	1	0	1	1
	操業実績隻数	0	0	0	1	0	1	1
広島県	承認及び届出隻数	0	1	1	0	0	0	1
	操業実績隻数	0	1	1	0	0	0	1
計	承認及び届出隻数	72	92	164	44	1	45	209
	操業実績隻数	45	34	79	18	1	19	98

漁獲成績報告書より

令和4年度漁期とらふぐはえ縄漁業漁獲実績

(単位:尾)

区 分		漁 獲 尾 数							漁 獲 尾 数 / 隻					
		承 認			届 出			合計	承 認			届 出		
		10トン以上	5～10トン	計	3～5トン	3トン未満	計		10トン以上	5～10トン	計	3～5トン	3トン未満	計
山口県	操業隻数	14隻	4隻	18隻	5隻	1隻	6隻	24隻						
	大	4,350	655	5,005	635	3	638	5,643	311	164	278	127	3	106
	中	2,501	202	2,703	194	3	197	2,900	179	51	150	39	3	33
	小	672	14	686	2	0	2	688	48	4	38	0	0	0
	計	7,523	871	8,394	831	6	837	9,231	537	218	466	166	6	140
	30.7%	%	9.4%	90.9%	9.0%	0.1%	9.1%							
福岡県	操業隻数	31隻	14隻	45隻	1隻	0隻	1隻	46隻						
	大	6,851	1,794	8,645	19	0	19	8,664	221	128	192	19	-	19
	中	7,491	2,134	9,625	111	0	111	9,736	242	152	214	111	-	111
	小	374	143	517	0	0	0	517	12	10	11	0	-	0
	計	14,716	4,071	18,787	130	0	130	18,917	475	291	417	130	-	130
	63.0%	77.8%	21.5%	99.3%	0.7%	0.0%	0.7%							
佐賀県	操業隻数	0隻	4隻	4隻	0隻	0隻	0隻	4隻						
	大	0	486	486	0	0	0	486	-	122	122	-	-	-
	中	0	214	214	0	0	0	214	-	54	54	-	-	-
	小	0	20	20	0	0	0	20	-	5	5	-	-	-
	計	0	720	720	0	0	0	720	-	180	180	-	-	-
	2.4%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
長崎県	操業隻数	0隻	11隻	11隻	11隻	0隻	11隻	22隻						
	大	0	427	427	444	0	444	871	-	39	39	40	-	40
	中	0	132	132	123	0	123	255	-	12	12	11	-	11
	小	0	16	16	0	0	0	16	-	1	1	0	-	0
	計	0	575	575	567	0	567	1,142	-	52	52	52	-	52
	3.8%	0.0%	50.4%	50.4%	49.6%	0.0%	49.6%							
熊本県	操業隻数	0隻	0隻	0隻	1隻	0隻	1隻	1隻						
	大	0	0	0	1	0	1	1	-	-	-	1	-	1
	中	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	-	0
	小	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	-	0
	計	0	0	0	1	0	1	1	-	-	-	1	-	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%							
広島県	操業隻数	0隻	1隻	1隻	0隻	0隻	0隻	1隻						
	大	0	13	13	0	0	0	13	-	13	13	-	-	-
	中	0	21	21	0	0	0	21	-	21	21	-	-	-
	小	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-	-	-
	計	0	34	34	0	0	0	34	-	34	34	-	-	-
	0.1%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
計	操業隻数	45隻	34隻	79隻	18隻	1隻	19隻	98隻						
	大	11,201	3,375	14,576	1,099	3	1,102	15,678	249	99	185	61	3	58
	中	9,992	2,703	12,695	428	3	431	13,126	222	80	161	24	3	23
	小	1,046	193	1,239	2	0	2	1,241	23	6	16	0	0	0
	計	22,239	6,271	28,510	1,529	6	1,535	30,045	494	184	361	85	6	81
	100.0%	74.0%	20.9%	94.9%	5.1%	0.0%	5.1%							

銘柄 大 : 45cm以上 (1.5kg以上)
 中 : 35cm以上45cm未満 (700g以上1.5kg未満)
 小 : 35cm未満 (700g未満)

令和4年度漁期とらふぐはえ縄漁業 月別漁獲尾数

【承認船】

(単位:尾)

	令和4年9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	4月	合 計
山 口 県	94	362	969	1,119	1,853	3,098	784	0	8,279
福 岡 県	0	305	736	1,458	4,364	8,156	3,768	0	18,787
佐 賀 県	0	187	88	103	117	152	73	0	720
長 崎 県	0	39	0	181	33	166	156	0	575
熊 本 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島 県	0	0	0	0	0	19	15		34
計	94	893	1,793	2,861	6,367	11,591	4,796	0	28,395

令和4年度漁期とらふぐはえ縄漁業 月別漁獲尾数

【届出船】

(単位:尾)

	令和4年9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	4月	合 計
山 口 県	0	8	12	0	144	403	270	0	837
福 岡 県	53	86	59	22	0	0	0	0	220
佐 賀 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎 県	0	47	0	0	11	137	323	49	567
熊 本 県	0	0	0	0	0	0	0	1	1
広 島 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	53	141	71	22	155	540	593	50	1,625

令和4年度漁期とらふぐはえ縄漁業 月別漁獲尾数

【合 計】

(単位:尾)

	令和4年9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	4月	合 計
山 口 県	94	370	981	1,119	1,997	3,501	1,054	0	9,116
福 岡 県	53	391	795	1,480	4,364	8,156	3,768	0	19,007
佐 賀 県	0	187	88	103	117	152	73	0	720
長 崎 県	0	86	0	181	44	303	479	49	1,142
熊 本 県	0	0	0	0	0	0	0	1	1
広 島 県	0	0	0	0	0	19	15	0	34
計	147	1,034	1,864	2,883	6,522	12,131	5,389	50	30,020
月 別 割 合	0.5%	3.4%	6.2%	9.6%	21.7%	40.4%	18.0%	0.2%	100.0%

令和4年度漁期とらふぐはえ縄漁業漁獲実績

(単位:kg)

区 分		漁 獲 量							漁 獲 量 / 隻					
		承 認			届 出			合計	承 認			届 出		
		10トン以上	5～10トン	計	3～5トン	3トン未満	計		10トン以上	5～10トン	計	3～5トン	3トン未満	計
山口県	操業隻数	14隻	4隻	18隻	5隻	1隻	6隻	24隻						
	大	10,221	1,835	12,055	1,967	6	1,973	14,028	730	459	670	393	6	329
	中	3,043	220	3,263	201	3	204	3,468	217	55	181	40	3	34
	小	445	9	455	1	0	1	456	32	2	25	0	0	0
	計	13,709	2,064	15,773	2,170	9	2,178	17,952	979	516	876	434	9	363
	29.1%	76.4%	11.5%	87.9%	12.1%	0.0%	12.1%							
福岡県	操業隻数	31隻	14隻	45隻	1隻	0隻	1隻	46隻						
	大	20,553	5,298	25,851	63	0	63	25,914	663	378	574	63	-	63
	中	8,736	3,346	12,082	225	0	225	12,307	282	239	268	225	-	225
	小	258	76	334	63	0	63	397	8	5	7	63	-	63
	計	29,547	8,720	38,267	351	0	351	38,618	953	623	850	351	-	351
	62.7%	76.5%	22.6%	99.1%	0.9%	0.0%	0.9%							
佐賀県	操業隻数	0隻	4隻	4隻	0隻	0隻	0隻	4隻						
	大	0	1,396	1,396	0	0	0	1,396	-	349	349	-	-	-
	中	0	240	240	0	0	0	240	-	60	60	-	-	-
	小	0	15	15	0	0	0	15	-	4	4	-	-	-
	計	0	1,651	1,651	0	0	0	1,651	-	413	413	-	-	-
	2.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
長崎県	操業隻数	0隻	11隻	11隻	11隻	0隻	11隻	22隻						
	大	0	1,656	1,656	1,408	0	1,408	3,065	-	151	151	128	-	128
	中	0	143	143	153	0	153	295	-	13	13	14	-	14
	小	0	10	10		0	0	10	-	1	1	0	-	0
	計	0	1,809	1,809	1,561	0	1,561	3,370	-	164	164	142	-	142
	5.5%	0.0%	53.7%	53.7%	46.3%	0.0%	46.3%							
熊本県	操業隻数	0隻	0隻	0隻	1隻	0隻	1隻	1隻						
	大	0	0	0	3	0	3	3	-	-	-	3	-	3
	中	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	-	0
	小	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	-	0
	計	0	0	0	3	0	3	3	-	-	-	3	-	3
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%							
広島県	操業隻数	0隻	1隻	1隻	0隻	0隻	0隻	1隻						
	大	0	20	20	0	0	0	20	-	20	20	-	-	-
	中	0	21	21	0	0	0	21	-	21	21	-	-	-
	小	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-	-	-
	計	0	41	41	0	0	0	41	-	41	41	-	-	-
	0.1%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
計	操業隻数	45隻	34隻	79隻	18隻	1隻	19隻	98隻						
	大	30,774	10,205	40,979	3,441	6	3,446	44,425	684	300	519	191	6	181
	中	11,779	3,970	15,749	579	3	582	16,331	262	117	199	32	3	31
	小	704	110	813	64	0	64	878	16	3	10	4	0	3
	計	43,257	14,284	57,541	4,084	9	4,093	61,634	961	420	728	227	9	215
	100.0%	70.2%	23.2%	93.4%	6.6%	0.0%	6.6%							

銘柄 大 : 45cm以上 (1.5kg以上)
 中 : 35cm以上45cm未満 (700g以上1.5kg未満)
 小 : 35cm未満 (700g未満)

令和4年度漁期とらふぐはえ縄漁業 月別漁獲量

【承認船】

(単位: kg)

	令和4年9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	4月	合 計
山 口 県	336	623	1,785	2,121	3,613	5,606	1,687	0	15,773
福 岡 県	0	477	1,508	2,445	8,254	16,977	8,607	0	38,267
佐 賀 県	0	421	200	231	333	256	210	0	1,651
長 崎 県	0	77	0	311	85	655	681	0	1,809
熊 本 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島 県	0	0	0	0	0	23	18	0	41
計	336	1,598	3,493	5,108	12,285	23,518	11,202	0	57,541

令和4年度漁期とらふぐはえ縄漁業 月別漁獲量

【届出船】

(単位: kg)

	令和4年9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	4月	合 計
山 口 県	0	14	23	0	362	1,101	679	0	2,178
福 岡 県	109	111	87	44	0	0	0	0	351
佐 賀 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎 県	0	116	0	0	54	423	842	126	1,561
熊 本 県	0	0	0	0	0	0	0	3	3
広 島 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	109	241	110	44	416	1,524	1,521	128	4,093

令和4年度漁期とらふぐはえ縄漁業 月別漁獲量

【合 計】

(単位: kg)

	令和4年9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	4月	合 計
山 口 県	336	638	1,808	2,121	3,976	6,707	2,366	0	17,952
福 岡 県	109	587	1,595	2,489	8,254	16,977	8,607	0	38,618
佐 賀 県	0	421	200	231	333	256	210	0	1,651
長 崎 県	0	193	0	311	139	1,079	1,523	126	3,370
熊 本 県	0	0	0	0	0	0	0	3	3
広 島 県	0	0	0	0	0	23	18	0	41
計	445	1,839	3,603	5,152	12,701	25,042	12,723	128	61,634
月 別 割 合	0.7%	3.0%	5.8%	8.4%	20.6%	40.6%	20.6%	0.2%	100.0%

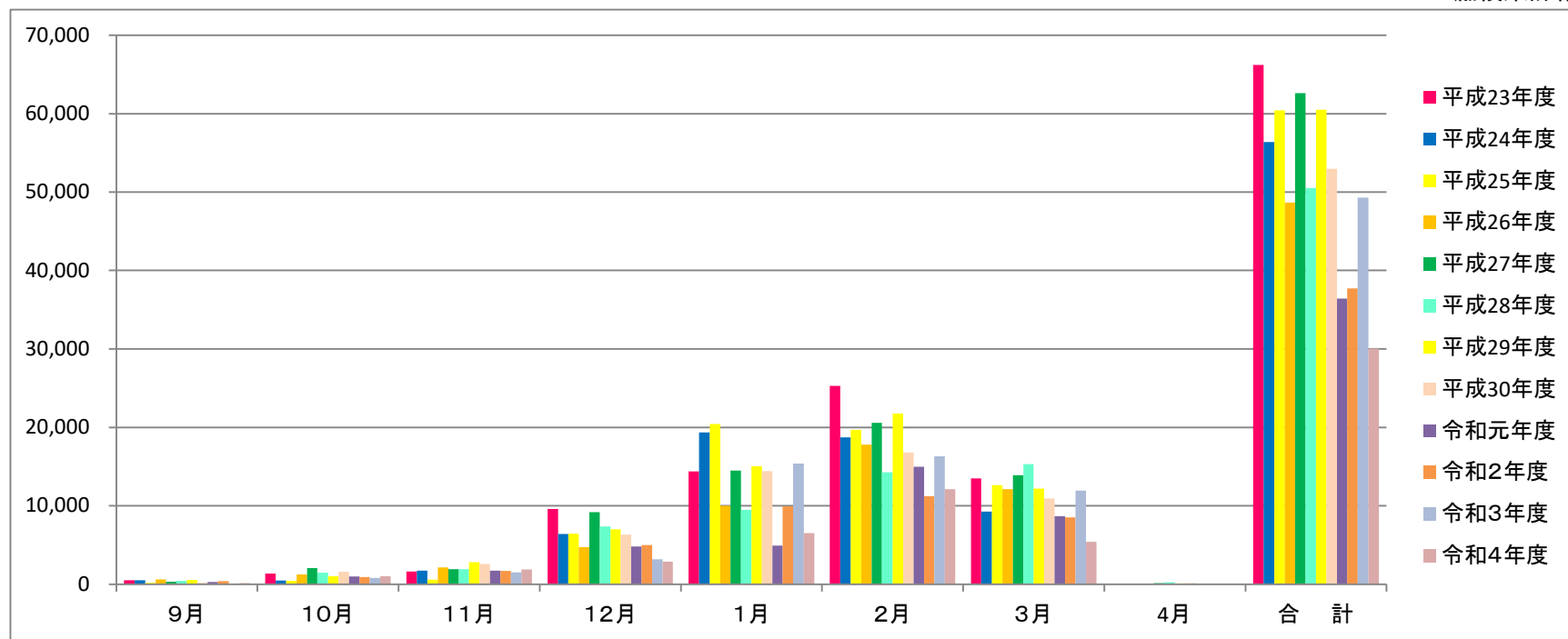
年度別・月別とらふぐはえ縄漁業漁獲尾数

【承認船＋届出船】

(単位:尾)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合 計
平成23年度	480	1,351	1,631	9,599	14,384	25,276	13,498	0	66,219
平成24年度	480	462	1,727	6,413	19,343	18,706	9,275	0	56,406
平成25年度	182	425	552	6,465	20,445	19,687	12,658	0	60,414
平成26年度	589	1,246	2,147	4,740	10,015	17,797	12,144	0	48,678
平成27年度	333	2,080	1,908	9,191	14,484	20,579	13,891	147	62,613
平成28年度	433	1,468	1,912	7,366	9,489	14,291	15,308	254	50,521
平成29年度	516	1,019	2,835	7,013	15,044	21,750	12,202	100	60,479
平成30年度	169	1,593	2,574	6,362	14,430	16,767	10,929	159	52,983
令和元年度	299	997	1,733	4,790	4,929	14,972	8,674	11	36,405
令和2年度	372	935	1,688	5,007	9,926	11,257	8,520	26	37,731
令和3年度	77	823	1,510	3,189	15,358	16,327	11,966	46	49,296
令和4年度	147	1,034	1,864	2,883	6,522	12,131	5,389	50	30,020

漁績集計結果より



トラフグ再放流尾数

承認船

県	小サイズ再放流尾数 (30.1cm～34.9cm)			極小サイズ再放流尾数 (30.0cm以下)		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
熊本	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0
佐賀	7	6	0	16	4	0
山口	103	74	3	24	27	3
長崎	0	2	0	0	33	0
福岡	337	247	347	253	118	87
総計	447	329	350	293	182	90

届出船

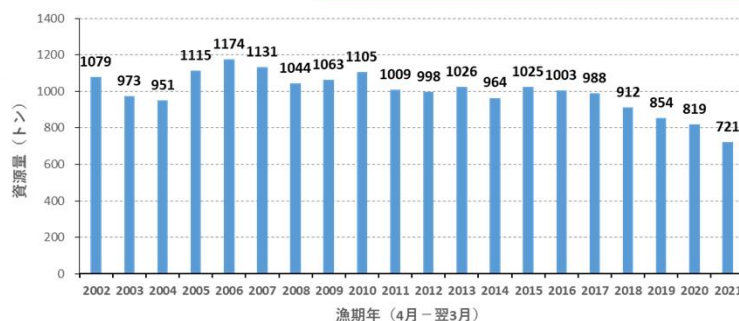
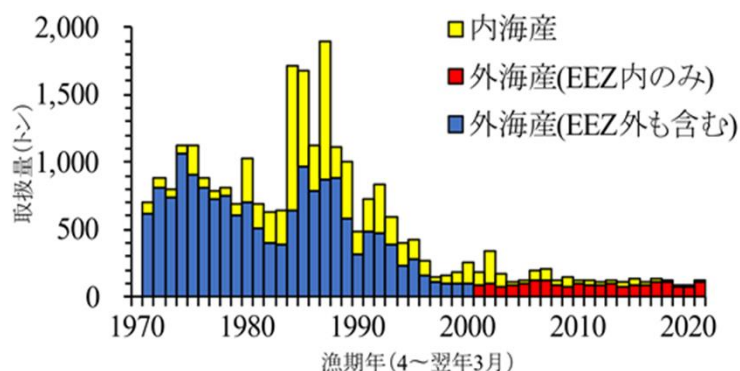
県	小サイズ再放流尾数 (30.1cm～34.9cm)			極小サイズ再放流尾数 (30.0cm以下)		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
熊本	2	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0
山口	0	9	19	6	10	11
長崎	7	1	0	0	17	0
福岡	0	0	0	2	0	0
総計	9	10	19	8	27	11



1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

・南風泊市場の取扱量から漁獲量の推移を推定すると、平成9年以降極めて低水準。

・令和3年の推定資源量は721トンで、資源水準は低位減少。



広域に分布・回遊するトラフグ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

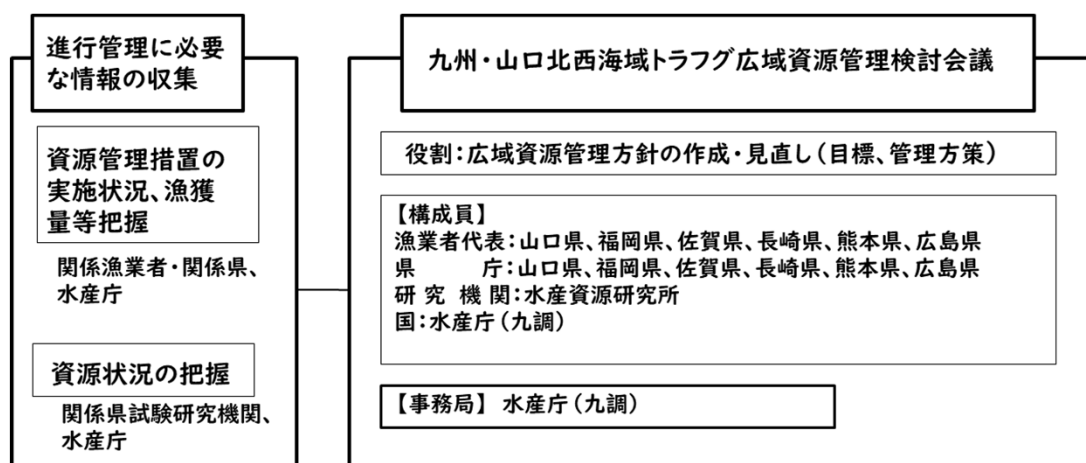
2. 資源管理方針の目標

・漁業経営への影響等を考慮しつつ、10年前後を一区切りとして平均資源量840トン※までの資源回復を目指す。

(※ 2017年資源評価における2007年から2016年までの平均資源量)

3. 「トラフグ広域資源管理検討会議」の設置

・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業: ふぐはえ縄漁業)

○漁獲努力量の削減措置

①休漁期間の設定

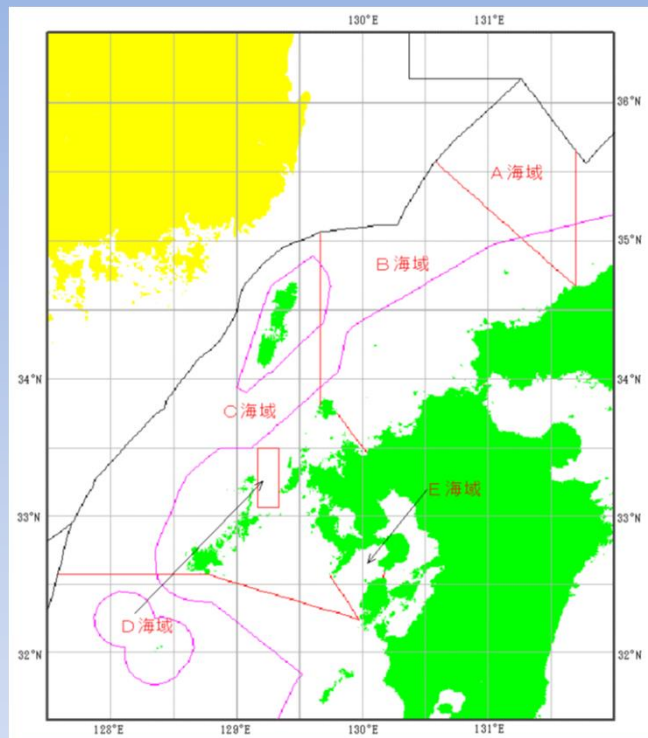
- ア. A海域 浮縄: 3月21日～12月 9日
底縄: 4月 1日～ 8月31日
- イ. B海域 浮縄: 3月21日～11月30日
底縄: 4月 1日～ 8月31日
- ウ. C海域 浮縄: 3月21日～ 9月30日
底縄: 4月 1日～ 9月30日
- エ. D海域 浮縄: 4月 1日～10月31日
底縄: 4月 1日～10月31日
- オ. E海域 浮縄: 4月 6日～11月 5日
底縄: 4月 6日～11月 5日

②全長制限

- ・全長30cm以下の小型魚再放流

③操業の承認及び届出

- ・5トン以上のとらふぐはえ縄漁船は承認
- ・5トン未満のとらふぐはえ縄漁船は届出



④その他自主的な措置

- ・産卵期の親漁保護等、導入可能なものから随時取り組む。
- ・卓越的発生時の緊急的な取組として、更なる漁獲努力量の抑制・削減に努める。

← 実効性を担保

広域漁業調整委員会指示

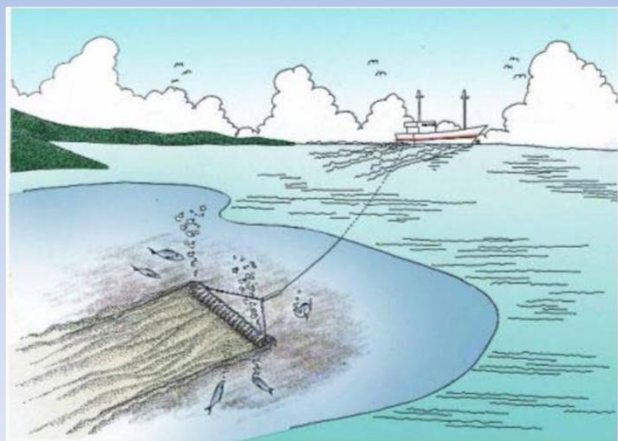
○資源の積極的培養措置

- ・適地に適正サイズの健全種苗を放流



○漁場環境保全措置

- ・海底耕耘や海底清掃等を実施



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(案)の概要 (九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理関係)

1 承認制・届出制の実施

- ① 承認制対象船舶: 総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。
- ② 承認隻数の上限: 県ごとに承認隻数の上限を定める。

〔県別承認隻数上限〕

県 名	承認隻数上限
山 口 県	58隻
福 岡 県	86隻
佐 賀 県	22隻
長 崎 県	95隻
熊 本 県	1隻
広 島 県	9隻

- ③ 届出制対象船舶: 総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

2 承認番号の表示

承認を受けた者にあつては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

3 操業期間の制限

海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。(別紙)

4 小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

5 漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき操業した期間(令和6年9月～令和7年4月)分をまとめて令和7年4月30日までに提出する。

6 指示の有効期間

令和6年5月1日から令和7年5月31日まで

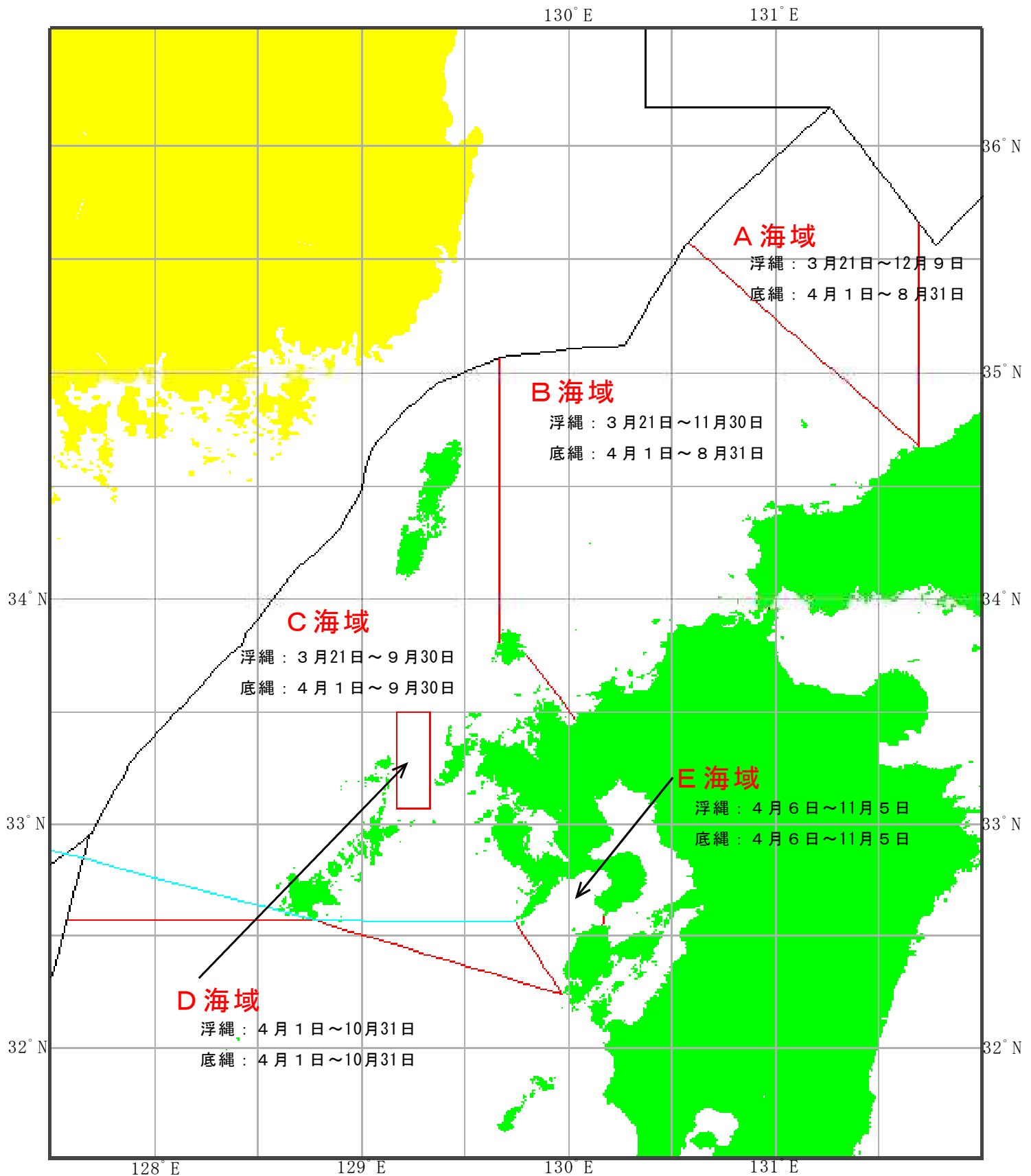
(注: 承認又は届出に基づく操業期間は令和7年4月30日まで)

トラフグ広域資源管理方針に係る各海域の休漁期間

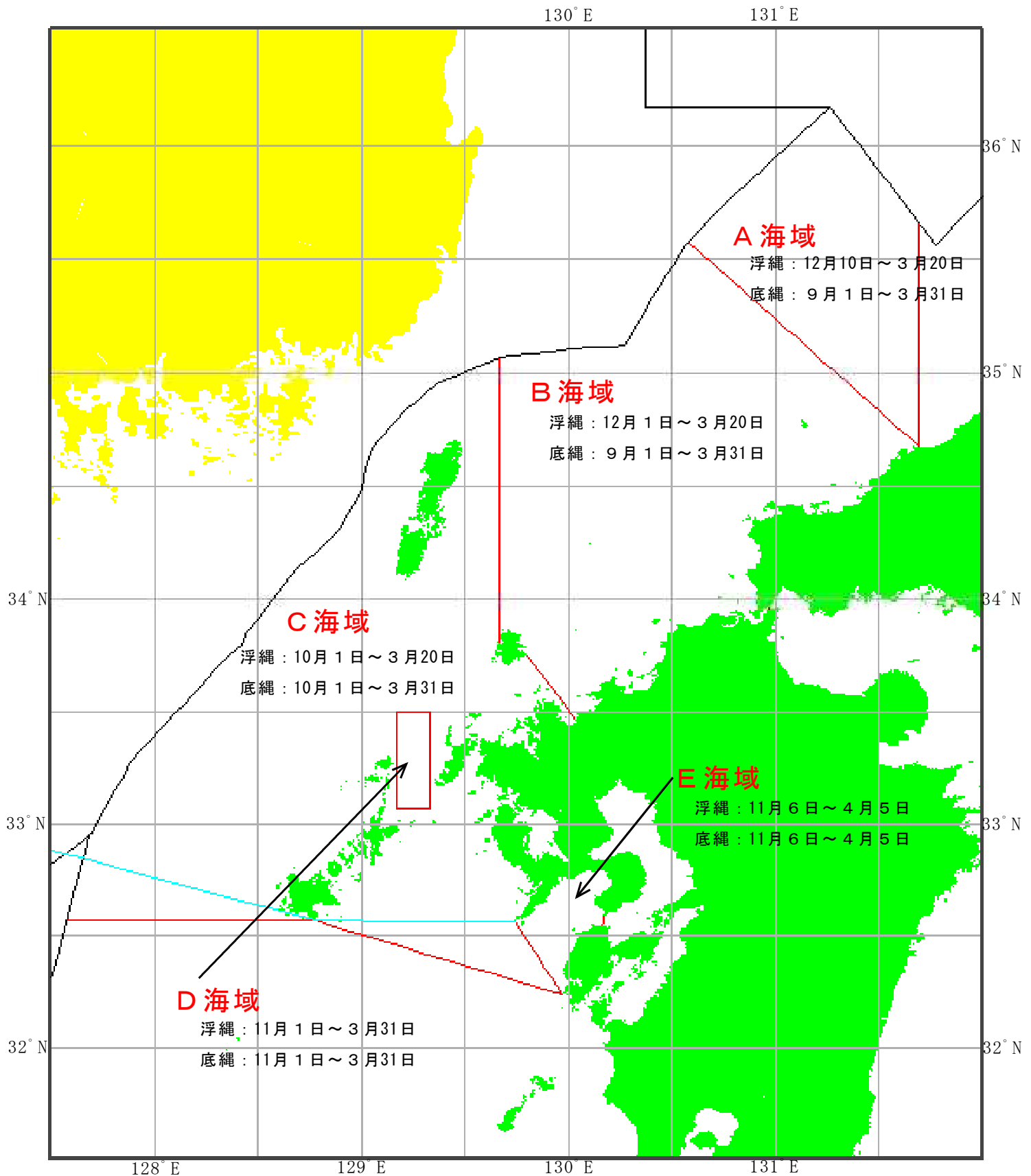
区域	漁法	令和5年								令和6年			
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
(A海域) 北緯三十四度四十分四十 三秒、東経百三十一度四十一 分三十五秒の点から北西の線 以東の海域。	浮縄	1日							9日			21日	30日
	底縄	1日			31日								1日 30日
(B海域) 次に掲げる線以東の規制海域。た だし、A海域を除く。 一 東経百二十九度四十分の線と 長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮 時海岸線との交点(次号において 「A点」という。)から正北の線 二 A点から長崎県壱岐市筒城崎に 至る直線及び長崎県壱岐市筒城 崎から佐賀県唐津市神集島北端 を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線 を結んだ線	浮縄	1日						30日				21日	30日
	底縄	1日			31日								1日 30日
(C海域) 規制海域のうち、A海 域、B 海域、D海域、E 海域を除く海 域。	浮縄	1日				30日						21日	30日
	底縄	1日				30日							1日 30日
(D海域) 次に掲げる線によって囲まれ た海域。 一 北緯三十三度四分の線 二 北緯三十三度三十分の線 三 東経百二十九度十分の線 四 東経百二十九度二十分の 線	浮縄	1日				31日							1日 30日
	底縄	1日				31日							1日 30日
(E海域) 次に掲げる直線及び陸岸によっ て囲まれた海域 一 長崎県長崎市権現山三角点 から同県同市大立神灯台に至る 直線 二 長崎県長崎市大立神灯台から 熊本県天草市魚貴崎に至る直線 三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊 本県天草市天神山に至る直線	浮縄	1日						5日					6日 30日
	底縄	1日						5日					6日 30日

(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の休漁期間



トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の操業期間



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十六号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業
- (3) 「浮縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法
- (4) 「底縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2 操業の承認

規制海域において、令和六年五月一日から令和七年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻
佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

4 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6 承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8 操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

区域		漁法		期間
A海域 北緯三十四度四十分四十・三秒、東経百三十一度四十一分三十五秒の点から北西の線以東の海域	B海域 次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。 一 東経百二十九度四十分の線と長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点（次号において「A点」という。）から正北の線 二 A点から長崎県壱岐市筒城崎に至る直線及び長崎県壱岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線	浮縄	底縄	令和六年五月一日から十二月九日まで及び令和七年三月二十一日から四月三十日まで
		浮縄	底縄	令和六年五月一日から八月三十一日まで及び令和七年四月一日から四月三十日まで
C海域 規制海域のうち、A海域、B海域、D海域、E海域を除く海域。		浮縄	底縄	令和六年五月一日から九月三十日まで及び令和七年三月二十一日から四月三十日まで
		浮縄	底縄	令和六年五月一日から八月三十一日まで及び令和七年四月一日から四月三十日まで

D 海域 次に掲げる線によって囲まれた海域。 一 北緯三十三度四分の線 二 北緯三十三度三十分の線 三 東経百二十九度十分の線 四 東経百二十九度二十分の線	浮 縄	令和六年五月一日から十月三十一日まで及び令和七年四月一日から四月三十日まで
	底 縄	令和六年五月一日から十月三十一日まで及び令和七年四月一日から四月三十日まで
E 海域 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域。 一 長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線	浮 縄	令和六年五月一日から十一月五日まで及び令和七年四月六日から四月三十日まで
	底 縄	令和六年五月一日から十一月五日まで及び令和七年四月六日から四月三十日まで

(表中の緯度・経度は日本測地系)

9 小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年五月一日から令和七年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

とらふぐはえ縄漁業承認証				
承認番号				
漁業者	住 所			
	氏名又は名称			
船 舶	船 名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業の方法				
漁業根拠地				
承認期間				
年 月 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長				

(記載例)

とらふぐはえ縄漁業承認証				
承認番号	広委第1001号			
漁業者	住 所	山口県萩市山川町1番2号		
	氏名又は名称	山口太郎		
船 舶	船 名	第8やまぐち丸	総トン数	10トン
	漁船登録番号	YG2-123	使用権の種類	自己所有船
漁業の方法	底縄			
漁業根拠地	山口県萩市			
承認期間	令和5年8月施行日から令和6年4月30日まで			
令和 年 月 日 (※施行日) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長				

別記様式第二号

広委〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

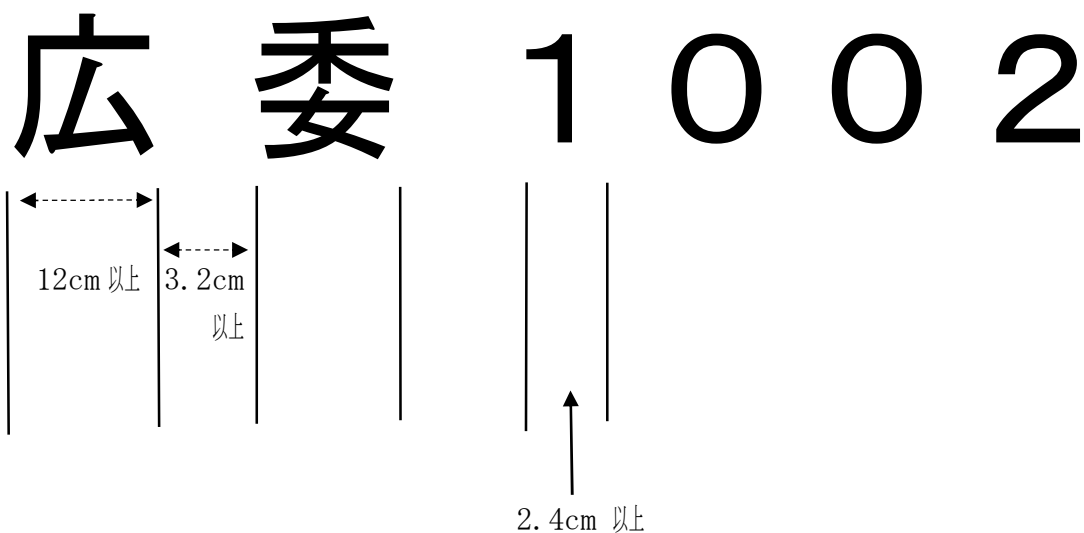
- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは12センチメートル大以上、太さは2.4センチメートル以上、間隔は3.2センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。
- (4) 船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

(記載例1)

広委1002

(記載例2)

広 委
1 0 0 2



とらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領（案）

令和6年2月22日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、委員会指示第76号（以下「指示76号」という。）のとらふぐはえ縄漁業を営むことの承認及び届出に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、指示76号の3の承認隻数上限内で各県延縄協議会等の内部調整を経て、指示76号の2の操業の承認を受けようとする者とする。

3 承認隻数の上限

- (1) 指示76号の3による承認隻数上限の内訳について、別表1のとおりとする。
- (2) 委員会は、指示76号の2による承認を受けた者の使用する船舶が、改造あるいは代船により大型化または小型化し、当該改造あるいは代船の前後で、異なるトン数階層区分に属することとなり、(1)で定める総トン数別承認隻数上限に増減が生じたときは、その結果を速やかに関係機関に通知する。

4 操業の承認をしない者

次の5による承認を受けようとする者が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。

イ 委員会により指示第73号に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

5 承認の申請

- (1) 指示76号の2のとらふぐはえ縄漁業に係る操業の承認（以下「承認」という。）

を受けようとする者は、別表 2 に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて 7 月 15 日までに委員会事務局（「九州漁業調整事務所」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (2) (1) の提出期限以降に、承認を受けることを希望するに至った者については、必要書類の 10 月 31 日までの提出も認めるものとする。ただし、この場合の承認の開始日は 12 月 1 日とする。

6 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表 2 に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合
- (4) 承認を受けた者が当該承認に係る期間中に廃業し、その見合いで新たにとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者が、所属する延縄協議会等の内部調整を経て、「廃業見合い新規」として承認を申請する場合

7 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表 2 に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表 2 に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

9 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しな

なければならない。

1 0 届出

指示 7 6 号の7の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、別表2に掲げる必要な書類を、原則として、所属する漁協を通じて操業開始予定日の1月前までに事務局に提出しなければならない。

1 1 変更の届出

届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、別表2に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

1 2 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者及び届出を行った者は、様式第 1 2 号又は様式第 1 3 号による漁獲成績報告書を、指示 7 6 号の2又は7に基づき操業した期間をまとめて4月30日までに、事務局に提出しなければならない。

1 3 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示 7 6 号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項の規定に基づき、農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

1 4 承認の取消

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第11項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取消す。

別 表 1

県 名	総トン数別承認隻数上限	
	5 トン以上 1 0 トン未満	1 0 トン以上
山 口 県	2 0 隻	3 8 隻
福 岡 県	3 8 隻	4 8 隻
佐 賀 県	1 6 隻	6 隻

長 崎 県	8 6 隻	9 隻
熊 本 県	1 隻	—
広 島 県	3 隻	6 隻

別表2

とらふぐはえ縄漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請			書換申請		再交付	届出	
		代船	廃業 見合	承継	記載事項 の変更	相続合併		出漁前 届出	変更の 届出
申請書又は届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請理由書		○	○	○	○	○	○		
漁船登録原簿謄本	△	△	△	△	△	△		△	△
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	△			
適格性に関する誓約書	○		○	○		○		○	
代表者選定届	△	△	△	△	△	△			
海難事故報告書写し		△							
廃業届		○	○	○					
紛失届							△		
相続相関図			△			△			
相続同意書			△			△			
戸籍謄本						△			
合併契約書						△			
旧承認証	△	○	○	○	○		△		

(別表注)

- 承認申請書は、別紙様式第1号及び第1号の2によること。
- 書換申請書は、別紙様式第2号及び第1号の2によること。
- 再交付申請書は、別紙様式第3号及び第1号の2によること。
- 届出書は、別紙様式第4号及び第4号の2によること。
- 変更届出書は、別紙様式第5号及び第4号の2によること。
- 船舶使用承諾書は、別紙様式第6号によること。
- 適格性に関する誓約書は、別紙様式第7号によること。
- 代表者選定届は、別紙様式第8号によること。
- 廃業届は、別紙様式第9号によること。
- 紛失届は、別紙様式第10号によること。
- 相続同意書は、別紙様式第11号によること。
- 印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

添付書類注釈

- 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
- 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
- 漁船登録原簿謄本は、申請者が当該申請に係る船舶について、漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。なお、当該証明書の添付を要する場合は、証明後3ヶ月以内のものとする。

様式第 1 号

とらふぐはえ縄漁業承認申請書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第1号の2に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき、とらふぐはえ縄漁業について、次のとおり(関係書類を添えて)承認を申請します。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき、とらふぐはえ縄漁業について、様式第1号の2に記載のとおり、関係書類を添えて承認を申請します。

様式第1号の2に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

備考：用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

様式第1号の2

承認番号	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	申請者住所	使用する船舶				漁業の方法	漁業根拠地	主な操業区域	主な漁獲物等陸揚港	備考
			船名	漁船登録番号	船舶総トン数	使用権	浮縄、底縄				
											(変更前)
											(変更後)

- 〔備考〕
1. 使用権の種類は、自己所有船、使用貸借権、賃借権のうち、該当するものを記入すること。
 2. 漁業の方法は、該当するものを記入すること。
 3. 主な操業区域は、別図の区分(A海域、B海域、C海域、D海域、E海域)を記入すること。
 4. 1枚で記入できない場合は、適宜追加して記入すること。
 5. 書換申請の場合は、二段書きとし、変更前を上段に、変更後を下段に記入すること。
 6. 再交付申請の場合は、備考欄に再交付の原因を記入すること。

様式第2号

とらふぐはえ縄漁業承認書換申請書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで提出したとらふぐはえ縄漁業承認申請書の記載事項に様式第1号の2のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）申請します。

様式第1号の2に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

備考：用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第3号

とらふぐはえ縄漁業承認証再交付申請書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第1号の2に係るとらふぐはえ縄漁業の承認証について、再交付を申請します。

備考：用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第4号

とらふぐはえ縄漁業出漁届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第4号の2に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、次のとおり（関係書類を添えて）届け出します。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく、とらふぐはえ縄漁業の規制海域に出漁しますので、様式第4号の2に記載のとおり、関係書類を添えて届け出します。

様式第4号の2に記載された届出者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

備考：用紙は、日本産業規格A4とする

様式第4号の2

届出番号	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	届出者住所	使用する船舶			漁業の方法	主な操業区域	主な漁獲物等陸揚港	備考
			船名	漁船登録番号	船舶総トン数	浮縄、底縄			
									(変更前)
									(変更後)

- 〔備考〕
1. 漁業の方法は、該当するものを記入すること。
 2. 主な操業区域は、別図の区分(A海域、B海域、C海域、D海域、E海域)を記入すること。
 3. 1枚で記入できない場合は、適宜追加して記入すること。
 4. 変更届の場合は、二段書きとし、変更前を上段に、変更後を下段に記入すること。

様式第5号

とらふぐはえ縄漁業出漁変更届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（漁協又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで届け出たとらふぐはえ縄漁業出漁届出書の記載事項に
様式第4号の2のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届け出します。

様式第4号の2に記載された届出者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿
の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職 ・ 氏名

備考：用紙は、日本産業規格A4とすること。

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

貴殿が下記の船舶をとらふぐはえ縄漁業に使用することを承諾します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 船舶総トン数
- 4 使用権の種類 使用貸借権
賃 借 権（賃借料） （月 円也）
- 5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

備考： 1. 用紙は、日本産業規格 A 4 にすること。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

適格性に関する誓約書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名：

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

備考：用紙は、日本産業規格 A 4 とすること。

代 表 者 選 定 届

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を 丸に係るとらふぐはえ縄漁業の共同経営者の代表者に選定したので、届け出します。

記

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

備考：用紙は日本産業規格A4とする。

様式第 9 号

廃業届

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶はとらふぐはえ縄漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船 名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

備考：用紙は日本産業規格 A 4 とする。

紛失届

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶に係るとらふぐはえ縄漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出します。

記

- 1 船 名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号
- 5 紛失の原因

備考：用紙は日本産業規格 A 4 とする。

相 続 同 意 書

年 月 日

殿

住所

氏名又は名称

下記のとらふぐはえ縄漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 漁業の名称
- 2 漁船登録番号
- 3 船 名
- 4 船舶総トン数

備考：用紙は、日本産業規格 A 4 とすること。

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

報告日： 年 月 日

漁 業 者 住 所			
漁業者氏名又は名称			
承 認 番 号	船 名	漁船登録番号	1 鉢の使用針数

年 月 日～ 年 月 日

[illegible]

1. この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
2. この報告書は、**指示第76号**の2に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
3. 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
4. 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日はとらふぐの大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
5. 漁獲がない場合は0を記入する。
6. 再放流尾数の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに小及び極小の銘柄別に尾数を記入する。
7. 陸揚港の欄には、現に水揚げした漁港名を記入する。

様式第12号

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

とらふぐはえ縄漁業漁獲成績報告書(承認船)

報告日: 年 月 日

漁業者住所			
漁業者氏名又は名称			
承認番号	船名	漁船登録番号	1鉢の使用針数

年 月 日～ 年 月 日

月日	操業位置	漁法	使用 鉢数	陸揚港	とらふぐ漁獲量(尾数・kg)						とらふぐ再放流尾数	
					大 (45cm以上) (1.5kg以上)		中 (35cm以上～44.9cm以下) (700g以上～1.49kg以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)		小 (30.1cm以上～34.9cm以下) (625.1g以上～699g以下)	極小 (30.0cm以下) (625g以下)
					尾数	kg	尾数	kg	尾数	kg	尾数	尾数
10.1	223-2	浮縄	30	南風泊港	1		3		2		1	1
2	223-6	"	20		0		2		3		0	0
3	224-7	"	30		2		5		1		0	1
"	224-6	"	40		0		0		4		1	0
4	991-3	"	20		5		2		2		0	0
5	982-2	"	20		3		5		3		1	2
6						33.0		20.4		9.0		
10	223-5	"	30	博多港	3		1		2		2	1
"	223-4	"	30		0		0		1		0	0
12	224-3	"	40		2		1		2		0	2
13	224-6	"	20		0		5		4		0	3
14						17.5		9.1		5.8		
20	991-2	底縄	20	鐘崎港	0		0		0		3	0
21	991-3	"	40		0		2		2		0	0
22	223-1	"	30		3		1		6		1	3
23	223-2	"	40		2		2		3		0	0

備考

- この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
- この報告書は、**指示第76号**の2に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
- 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
- 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日はとらふぐの大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
- 漁獲がない場合は0を記入する。
- 再放流尾数の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに小及び極小の銘柄別に尾数を記入する。
- 陸揚港の欄には、現に水揚げした漁港名を記入する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

報告日: 年 月 日

漁業者住所			
漁業者氏名又は名称			
届出年月日	船名	漁船登録番号	1鉢の使用針数

年 月 日～ 年 月 日

[illegible]

1. この報告書は、操業期間中、毎日記入すること。
2. この報告書は、**指示第76号**の7に基づき操業した期間分をまとめて4月30日までに、事務局に報告すること。
3. 操業位置の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに主要漁場位置を農林漁区の小漁区まで記入すること。
4. 漁獲量の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに大、中、小の銘柄別に尾数単位で記入し、水揚げした日はとらふぐの大、中、小の銘柄別に重量をkg単位で記入すること。
5. 漁獲がない場合は0を記入する。
6. 再放流尾数の欄には、1日に2回以上操業した場合は操業ごとに小及び極小の銘柄別に尾数を記入する。
7. 陸揚港の欄には、現に水揚げした漁港名を記入する。